

公共住宅電気設備工事積算基準

平成 22 年 度 版

編 集 公共住宅事業者等連絡協議会

1章 工事費の積算

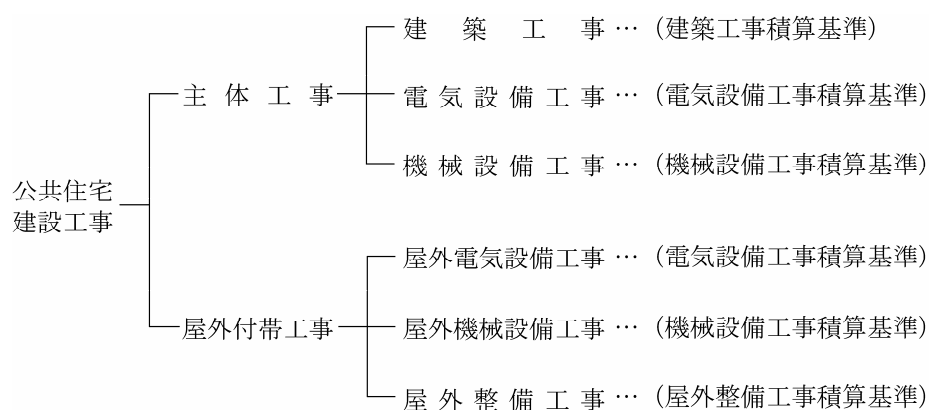
1節 目的及び適用範囲

1.1.1 目的

本基準は、公共住宅電気設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

1.1.2 適用範囲

本基準は、次に示す公共住宅建設工事における工事種別のうち「電気設備工事」の積算に適用するものとして、その取扱いを定めたものである。



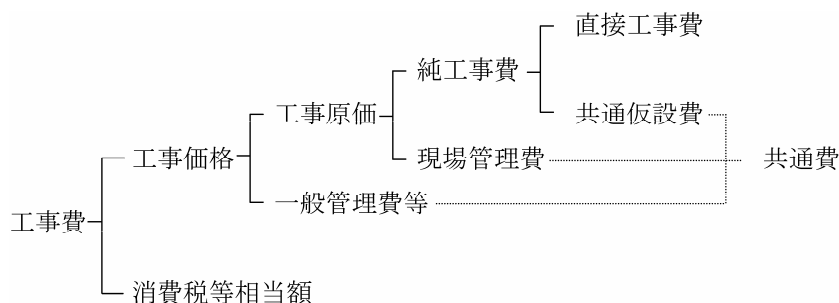
2節 工事費の区分及び構成

1.2.1 工事費の区分

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、各工事種目に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

1.2.2 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



3節 工事費内訳書

1.3.1 工事費内訳書

工事費内訳書は、4編「電気設備工事内訳書標準書式」による。

4節 直接工事費

1.4.1 直接工事費

- 1 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次による。
 - (1) 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。
 - (2) (1)によりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。
- 2 直接工事費は、各工事種目に区分する。工事種目は工事別、建物の棟別、用途別等に区分する。
- 3 各工事種目は、科目及び細目に区分する。
 - (1) 科目区分は、表1.4.1「科目の区分」を標準とする。また、科目別の他に部分別又は機能別により区分することができる。
 - (2) 細目は、各科目を細分化したもので、材料費、労務費、仮設費、機械器具費、運搬費等又はそれら複数を組み合わせたものに区分する。

表1.4.1 科目の区分

- 1 電力設備工事
 - (1) 屋内電灯設備工事
 - ① 電灯幹線設備
 - ② 住戸内電灯設備
 - ③ 共用電灯設備
 - (2) 屋外灯設備工事
 - (3) 屋外配線設備工事
 - ① 架空配線設備
 - ② 地中配線設備
 - (4) 動力設備工事
- 2 受変電設備工事
- 3 電力貯蔵設備工事
- 4 発電設備工事
 - (1) 発電設備工事
 - (2) 太陽光発電設備工事
- 5 情報設備工事
 - (1) 電話設備工事
 - (2) テレビ・FM共同受信設備工事
 - (3) インターホン設備工事
 - (4) 住宅情報設備工事
 - (5) インターホンオートドアロック設備工事
 - (6) 拡声設備工事
 - (7) 防犯カメラ設備工事
 - (8) 緊急通報設備工事
 - (9) LAN設備工事
 - (10) 光配線設備工事
 - (11) 駐車場管制設備工事
 - (12) 宅配ボックス設備工事
 - (13) 電気時計設備工事
- 6 防災設備工事
 - (1) 雷保護設備工事
 - (2) 自動火災報知設備工事
 - (3) 非常警報設備工事
 - (4) 防火戸自動閉鎖設備工事
 - (5) ガス漏れ警報設備工事
- 7 中央監視制御設備工事
- 8 テレビ電波障害防除設備工事

1.4.2
数

量

細目に計上する数量は、2編「数量」による。

1.4.3
単

価

細目に計上する単価は、3編「単価」による。

5節 共通費

1.5.1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ、別表-1「共通仮設費」、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費」の内容と付加利益を一式として計上する。

1.5.2 共通仮設費

- 1 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。
- 2 共通仮設費は、別表-1「共通仮設費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
- 3 共通仮設費は、原則として共通仮設費率を用いて次により算定する。
 - (1) 直接工事費に、共通仮設費率を乗じて算定する。
 - (2) 共通仮設費率に含まれる内容は、別表-4「共通仮設費率に含む内容」による。
 - (3) 共通仮設費率は、別表-5「共通費率」の共通仮設費率による。
 - (4) 共通仮設費率に含まれない内容は、必要に応じ別途積み上げにより算定して、(1)で算定した共通仮設費に加算する。
- 4 共通仮設費は、発注工事ごとに設計の内容、施工の条件、現場の状況等を基に仮設計画を立てて算定する。
- 5 同一工事区域内又は隣接区域内において、同一請負者が複数の工事を同時に又は継続して行い、それにより仮設物、機械器具等を共用又は継続して使用することが想定される場合は、共通仮設費の算定において重複しないよう留意する。
- 6 共通仮設費において、特殊な工法又は、特殊な仮設を必要とする場合の数量及び単価は、同種工事に習熟している専門工事業者等から工事計画、仮設計画及びその見積を徴収し、その内容を検討して定めることができる。

1.5.2.1 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費

特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の共通仮設費} = A \times \alpha$$

上記における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：特殊工事費を含まない直接工事費

α ：Aの額に対する共通仮設費率

なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。

1.5.2.2 専門工事業者等（メーカー含む）に発注する工事の共通仮設費

見積もりによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の共通仮設費は、専門工事業者等の見積もりを検討の上、共通仮設費を見積もりに含む場合は重複計上しないように留意する。

1.5.2.3

支給材を含む工事費の共通仮設費

支給材を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{支給材を含む工事費の共通仮設費} = (A + B) \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：支給材評価額を除く直接工事費

B：支給材評価額

α ：(A+B)の額に対する共通仮設費率

1.5.2.4

総合発注（一括発注）工事の共通仮設費

「建築工事」と「電気設備工事（屋外含む）」、「機械設備工事（屋外含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の共通仮設費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A₁：建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A₂：電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A₃：機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A₄：屋外整備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

α_1 ：A₁の額に対する建築工事の共通仮設費率

α_2 ：総直接工事費（各工事の特殊工事費を含まない直接工事費の合計）の額に対する電気設備工事の共通仮設費率

α_3 ：総直接工事費（各工事の特殊工事費を含まない直接工事費の合計）の額に対する機械設備工事の共通仮設費率

α_4 ：総直接工事費（各工事の特殊工事費を含まない直接工事費の合計）の額に対する屋外整備工事の共通仮設費率

1.5.3

現場管理費

1 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

2 現場管理費は、別表-2「現場管理費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

3 現場管理費は、原則として現場管理費率を用いて次により算定する。

(1) 純工事費に、現場管理費率を乗じて算定する。

(2) 現場管理費率に含まれる内容は、別表-2「現場管理費」による。

(3) 現場管理費率は、別表-5「共通費率」の現場管理費率による。

(4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して、(1)で算定した現場管理費に加算する。

1.5.3.1

特殊工事費を含む
工事費の現場管理
費

特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} = A \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：特殊工事費を含まない純工事費

α ：Aの額に対する現場管理費率

なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。

1.5.3.2

専門工事業者等
(メーカー含む)
に発注する工事の
現場管理費

見積もりによって専門工事業者等(メーカーを含む)に発注する工事の現場管理費は、専門工事業者等の見積もりを検討の上、現場管理費を見積もりに含む場合は重複計上しないように留意する。

1.5.3.3

支給材を含む工事
費の現場管理費

支給材を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{支給材を含む工事費の現場管理費} = (A + B) \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：支給材評価額を除く純工事費

B：支給材評価額

α ：(A+B)の額に対する現場管理費率

1.5.3.4

総合発注(一括発
注)工事の現場管
理費

「建築工事」と「電気設備工事(屋外含む)」、「機械設備工事(屋外含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の現場管理費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A₁：建築工事の特殊工事費を含まない純工事費

A₂：電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A₃：機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A₄：屋外整備工事の特殊工事費を含まない純工事費

α_1 ：総純工事費(各工事の特殊工事費を含まない純工事費の合計)の額に対する建築工事の現場管理費率

α_2 ：総純工事費(各工事の特殊工事費を含まない純工事費の合計)の額に対する電気設備工事の現場管理費率

α_3 ：総純工事費(各工事の特殊工事費を含まない純工事費の合計)の額に対する機械設備工事の現場管理費率

α_4 ：総純工事費(各工事の特殊工事費を含まない純工事費の合計)の額に対する屋外整備工事の現場管理費率

1.5.4
一般管理費等

- 1 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。
- 2 一般管理費等は、別表-3「一般管理費」の内容と付加利益について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。
なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- 3 一般管理費等率は、別表-5「共通費率」の一般管理費等率による。
- 4 一般管理費等率に含まれる内容は、別表-3「一般管理費」と付加利益の合計による。

1.5.4.1
特殊工事費を含む
工事費の一般管理
費等

特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A + B) \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：特殊工事費を含まない工事原価

B：特殊工事費

α ：(A+B)の額に対する一般管理費等率

なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。

1.5.4.2
専門工事業者等
(メーカー含む)
に発注する工事の
一般管理費等

見積もりによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の一般管理費等は、専門工事業者等の見積もりを検討の上、一般管理費等を見積もりを含む場合は重複計上しないように留意する。

1.5.4.3
支給材を含む工事
費の一般管理費等

支給材を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\text{支給材を含む工事費の一般管理費等} = A \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：支給材評価額を除く工事原価

α ：Aの額に対する一般管理費等率

1.5.4.4
総合発注（一括発注）工事の一般管理費等

「建築工事」と「電気設備工事（屋外含む）」、「機械設備工事（屋外含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の一般管理費等} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A₁：建築工事の工事原価

A₂：電気設備工事の工事原価

A₃：機械設備工事の工事原価

A₄：屋外整備工事の工事原価

α₁：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する建築工事の一般管理費等率

α₂：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する電気設備工事の一般管理費等率

α₃：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する機械設備工事の一般管理費等率

α₄：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する屋外整備工事の一般管理費等率

1.5.5
特殊工事費

1 特殊工事費とは、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが比較的少なく、現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。

- (1) 発電機設備工事（機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費）
- (2) 圧送給水装置設備工事（同上）
- (3) 中央監視制御設備工事（同上）
- (4) 特別高圧受変電設備工事（同上）
- (5) 電話交換機設備工事（同上）
- (6) 駐車場管制設備工事（ゲートを含む。）（同上）
- (7) 宅配ボックス設備工事（同上）

2 次に掲げる費用の共通費の算定方法は、特殊工事費に準ずるものとする。

- (1) 建設発生土、解体発生材等の処分費
- (2) 有料道路の通行料金
- (3) 指定した受電開始日以降の電気基本料金
- (4) テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料（架上げ費用）

6節 消費税等相当額

1.6.1
消費税等相当額

1 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

2 工事価格の算定に使用する単価は、消費税等相当額を含まないものとする。

7節 変更工事

1.7.1
変更工事

- 1 設計変更による変更部分の工事費は、本節によって求めた積算額に当該工事の落札率を乗じて得た額を目途として、請負者と協議の上決定した額に、消費税等相当額を加えたものとする。
- 2 落札率は、次式により算定する。

$$\text{落札率} = \frac{\text{当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額}}{\text{当初工事費内訳書記載の工事価格}}$$

- 3 変更工事費の協議は、原則として、発注者と請負者の両者の積算総額について行う。なお、積算総額の差が著しい場合には、請負者の変更工事費内訳書の数量及び単価を検討し、再度協議する。

1.7.2
変更工事の直接工事費

- 1 変更工事の数量は、科目別に集計することを原則とする。
 - (1) 設計変更により数量が減少する細目等の単価は、原則として、変更前の契約に係る工事費内訳明細書の単価による。
ただし、出来高払いを特約したものについては、工事請負契約書に定める請負代金内訳書の単価を適用することができる。この場合には、落札率による調整は行わない。
 - (2) 設計変更により数量が増加する細目等の単価は、変更前の契約に係る工事費内訳書（出来高払いを特約したものについては、工事請負契約書に定める請負代金内訳書）の単価又は変更時（変更指示時点）の単価を考慮して定める。
 - (3) 設計変更により、新しい細目等の単価を必要とする場合は、変更時（変更指示時点）の単価による。
- 2 変更項目が多岐にわたり、科目別に集計することが困難な場合は、変更項目別に処理することができる。この場合の単価は、増減とも変更時（変更指示時点）の単価によることができる。
- 3 工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定に基づき、請負代金額の変更を行った工事の場合は、当該時点で単価が見直されたこととなるので、以降の変更工事の積算に当たっては、十分留意する。

1.7.3
変更工事の共通仮設費

1 変更工事の共通仮設費は、変更工事の内容を当初発注工事に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

ただし、軽微な変更工事にあつては、共通仮設費の増減はないものとみなすことができる。

2 変更工事の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{変更工事の共通仮設費} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A : 当初発注工事の直接工事費

B : 変更工事の直接工事費

α_a : Aの額に対する共通仮設費率

$\alpha_{(a+b)}$: 変更工事の内容を当初発注工事に含めた額に対する共通仮設費率

3 変更工事における積み上げ部分の共通仮設費の増減額は、原則として、次の(1)～(4)に定めるところにより算定する。

(1) 発注者側の事由等により工事期間が増減した場合は、積み上げ部分の増減を行う。

(2) 請負者側の事由等により工事期間が増減した場合は、積み上げ部分の増減を行わない。

(3) 既設の仮設物の使用（存置）期間に増減がある場合は、変更前の単価とする。

(4) 既設の仮設物の規模（数量）が増加する部分、又は新たに設ける仮設物の場合は、変更時（変更指示時点）の単価とする。

1.7.4
変更工事の現場管理費

変更工事の現場管理費は、変更工事の内容を当初発注工事に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とし、次式により算定する。

$$\text{変更工事の現場管理費} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A : 当初発注工事の純工事費

B : 変更工事の純工事費

α_a : Aの額に対する現場管理費率

$\alpha_{(a+b)}$: 変更工事の内容を当初発注工事に含めた額に対する現場管理費率

1.7.5
変更工事の一般管理費等

変更工事の一般管理費等は、変更工事の内容を当初発注工事に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とし、次式により算定する。

$$\text{変更工事の一般管理費等} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A : 当初発注工事の工事原価

B : 変更工事の工事原価

α_a : Aの額に対する一般管理費等率

$\alpha_{(a+b)}$: 変更工事の内容を当初発注工事に含めた額に対する一般管理費等率

8節 追加工事

- | | |
|----------------------|---|
| 1.8.1
追加工事 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本節は、同一工事区域内又は隣接区域内において、既に施工中の請負者に随意契約により発注する別件工事（以下「追加工事」という。）に適用する。 2 追加工事は、下記に定めるところにより求めた積算額に当初工事の落札状況を勘案して得た額を目途とすることができる。 |
| 1.8.2
追加工事の直接工事費 | <p style="margin-left: 2em;">追加工事の直接工事費は、1章4節「直接工事費」に準じて算定する。</p> |
| 1.8.3
追加工事の共通仮設費 | <ol style="list-style-type: none"> 1 既契約工事の仮設物及び機械器具等の共通仮設物について、共用又は継続使用することが可能な場合には、重複計上しないよう留意する。 2 追加工事の共通仮設費の算定は、1.7.3「変更工事の共通仮設費」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。 |
| 1.8.4
追加工事の現場管理費 | <p style="margin-left: 2em;">追加工事の現場管理費は、1.7.4「変更工事の現場管理費」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。</p> |
| 1.8.5
追加工事の一般管理費等 | <p style="margin-left: 2em;">追加工事の一般管理費等は、1.7.5「変更工事の一般管理費等」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。</p> |

9節 下請経費等

- | | |
|----------------|--|
| 1.9.1
下請経費等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 下請経費等は、下請経費及び小器材の損耗費等をいい、3編1章 3節1.3.1「歩掛り」(4)その他にて算定する。 2 下請経費は、請負者が工事の施工の一部を、専門工事業者に下請けさせる場合の専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等をいい、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費」に準ずる。 |
|----------------|--|

別表-1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別表-2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場労務者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職金給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 賦 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別表-3 一般管理費

項目	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表-4 共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

別表-5 共通費率

共通仮設費率

直接工事費	300万円以下	300万円を超え、 30億円以下	30億円を超える
共通仮設費率	4.41%	共通仮設費率算定式 により算定された率	2.58%
算定式 $K_r = 8.20 \times P^{-0.0776}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P ：直接工事費（千円） 注） K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。			

現場管理費率

純工事費	300万円以下	300万円を超え、 30億円以下	30億円を超える
現場管理費率	16.90%	現場管理費率算定式 により算定された率	9.56%
算定式 $J_o = 32.71 \times N_p^{-0.0825}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） 注） J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。			

一般管理費等率

工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式 により算定された率	7.35%
算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注） G_p の値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。			

共通仮設費率（テレビ電波障害防除設備工事）

直接工事費	300万円以下	300万円を超え、 5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	5.20%	共通仮設費率算定式 により算定された率	1.84%
算定式 $K_r = 26.39 \times P^{-0.2028}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P ：直接工事費（千円） 注） K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。			

現場管理費率（テレビ電波障害防除設備工事）

純工事費	300万円以下	300万円を超え、 5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	14.36%	現場管理費率算定式 により算定された率	13.67%
算定式 $J_o = 15.51 \times N_p^{-0.0096}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） 注） J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。			

一般管理費等率（テレビ電波障害防除設備工事）

工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式 により算定された率	7.35%
算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注） G_p の値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。			

1章 数量及び計測・計算

1.1.1 数量及び計測・計算

- 1 数量及び計測・計算の方法は、本編によるほか、「公共建築設備数量積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）」の定める方法による。
- 2 細目の数量は原則として設計数量（設計図書に示す個数、寸法に基づく計算数量）をいう。ただし、計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（設計数量に、市場寸法による切り無駄、施工上の止むを得ない損耗、配管配線の迂回及び弛み、つなぎしろ等を含む予測数量）を必要とする場合は、本基準に基づいて計算し、計画数量又は所要数量であることを明示する。
- 3 数量算出における単位及び計測・計算
 - (1) 長さ、面積、体積及び重量の単位はそれぞれ、m、m²、m³、kg及びtとするほか適切な単位とする。
 - (2) 機器類の単位は、基、面、台、組、個、箇所、本等とする。
 - (3) 長さは、小数点以下2位を四捨五入する。面積、体積、質量においては、原則として小数点以下3位を四捨五入する。なお、計算過程においても、原則として小数点以下3位を四捨五入する。
 - (4) 本基準に規定した計測・計算の方法に準ずる略算法又は統計値を用いる場合は、それぞれ適切な方法による。
- 4 工事内訳書計上の細目に係る数量
 - (1) 原則として、小数点以下2位を四捨五入する。ただし、100以上の数値については四捨五入して整数とする。
 - (2) 数量は工事内訳書の細目に対し、数字で表わすことを原則とするが、別紙内訳書を作成し「一式」で表示することができる。
- 5 本基準に定めのない他の工事種目（建築工事、機械設備工事、屋外整備工事）に係る細目の数量算出方法等については、それぞれ「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅機械設備工事積算基準」及び「公共住宅屋外整備工事積算基準」の定めるところによる。

2章 直接工事費

A〈共通事項〉

電気設備工事の数量のうち、各科目に共通する工事の計測・計算について以下に示す。
なお、B〈工事科目関連〉における当該事項と併せて適用する。

1節 配管・配線工事

2.1.1

配管・配線工事

1 適用範囲

配管及び電線・ケーブル類に適用する。

2 計測の区分

- (1) 配管・配線工事は、用途、種類、施工場所及び施工方法等により区分する。
- (2) 幹線、分岐別及び各種盤類別に区分する。
- (3) 盤類の負荷側は、回路番号（符号）別に区分する。
- (4) 階別又は住戸別に区分することにより計測・計算が容易となるものについては、それぞれ当該別に区分する。
- (5) 系統別に区分することにより計測・計算が容易となるものについては、当該別に区分する。
- (6) 位置ボックス、ジョイントボックスは、「公共住宅建設工事共通仕様書」の使用区分表により区分する。
- (7) プルボックス、ダクト、ケーブルラック等は、種別、形式、寸法、材料、仕上げ別に区分する。

なお、2以上の工事科目に共用する場合は、重複計上することのないように配慮する。

3 計測・計算

- (1) 配管及び電線・ケーブル類の数量は、次による。

- 1) 位置ボックス、プルボックス等を経由（又は起点、端末）する配管・配線の長さを計測する場合は、各ボックスの中心を起点（又は端末）とする。

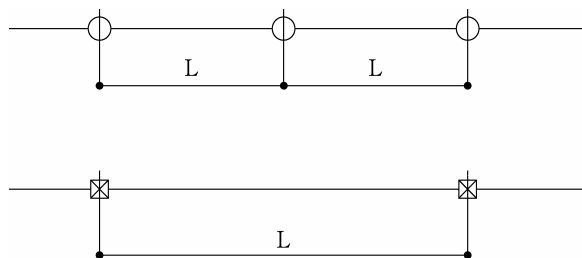


図2.1.1

- 2) 壁面に設置される分電盤、制御盤、端子盤類及び位置ボックス等からの起点は、平面図上において当該機材が接する壁表面の中心とする。

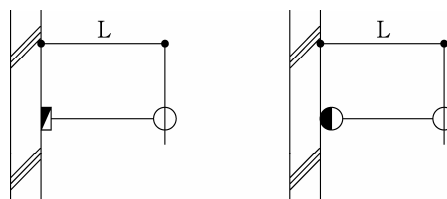


図2.1.2

- 3) 立上がり及び引下げの数量は、原則として床又は標準天井面より機器等の中心までの長さとする。
- 4) ケーブルラック、金属ダクト、床ピット等にふ設する電線・ケーブル類の数量は、中心線上における長さとする。

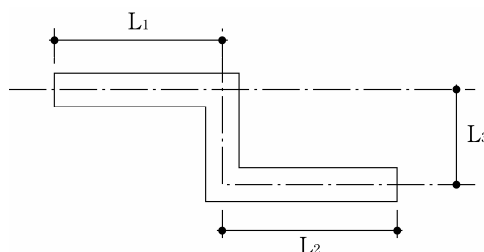


図2.1.3

- 5) 電線管内に配線された電線等の数量は、電線管の長さとする。
- 6) 各階間の立上り寸法は、中間階は階高寸法とし、両端末は接続される機器の取付け高さとする。
- (2) カップリング、ブッシング、エントランスキャップ、ノーマルベンド等の付属品は、計測の対象としない。ただし、防爆工事事用付属品は計測する。
- (3) 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測する。
- (4) 金属ダクトの数量は、中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。
- (5) ケーブルラックの数量は、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における長さとする。(図2.1.3参照)
- 1) 段ふ設は、段数ごとに区分し、幅の大きい物より順に計測する。
 - 2) セパレータ、ラック用カバーは、種類ごとに計測する。
- (6) 電線管、ケーブルラック及び金属ダクトのスリーブ工数の数量は、面積、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (7) ライティングダクトの直線部の数量は、中心線上における長さとする。
- (8) バスダクトの直線部の数量は、中心線上における長さとし、曲がり部及び分岐部は、形式及び容量ごとの個数とする。
- (9) プルボックス及び位置ボックスの数量は、その個数とする。
- (10) ボンディングの数量は、次による。
- 1) 位置ボックス用ボンディングの数量は、必要とする位置ボックスの個数とする。
 - 2) プルボックス及び盤類のボンディングは、必要に応じ計測する。

- (11) 箱入れの数量は、開口部の面積及びコンクリートの床・壁の厚さごとの個数とする。
- (12) 防火区画等の貫通部処理の数量は、種類、寸法、部位ごとの個数とする。
- (13) 高圧ケーブルの端末処理及び分岐加工の数量は、規格、寸法、施工方法及び端末処理の仕様ごとの箇所数とする。
- (14) 低圧ケーブルの端末処理は、原則として計測しない。ただし、低圧ケーブルの屋外の端末処理及び設計図書で指定された場合のモールド接続材等は、仕様ごとの箇所数とする。
- (15) 情報通信ケーブルの端子接続の数量は、ケーブルの対数ごとの個数とする。ただし、端子盤でケーブル接続を見込む場合は計測しない。

2節 接地工事

2.2.1 接地工事

- 1 適用範囲
雷保護設備及びその他設備（保安用、機能用）の接地工事に適用する。
- 2 計測の区分
接地工事は、種目別及び用途別等により区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 接地の数量は、接地極の組合せごとの個数とする。
 - (2) 接地極埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
 - (3) 接地端子箱の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。
 - (4) 接地抵抗値の測定は、箇所数とする。

3節 塗装工事

2.3.1 塗装工事

- 1 適用範囲
電気設備の塗装工事に適用する。
- 2 計測の区分
塗装工事の数量は、設計図に記載された塗装部分を「公共住宅建設工事共通仕様書」に定められている塗装使用別に区分し、算出する。
- 3 計測・計算
 - (1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。
 - (2) 配管以外の塗装の数量は、その表面積とする。
 - (3) 機器類の塗装の数量は、開口部の面積を差し引いた表面積とする。ただし、開口部の面積が 0.3m^2 以下のときは、開口部による欠除はないものとする。
 - (4) 電線管、金属ダクトなどの支持金物の塗装の数量は、支持金物の表面積とする。

4節 はつり工事

2.4.1

はつり工事

- 1 適用範囲
壁又は床等のはつり工事に適用する。
- 2 計測の区分
はつり工事は、貫通口はつり、溝はつり及び面はつりに区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 貫通口はつり数量は、口径又は面積及びコンクリートの厚さごとの個数とする。
 - (2) 溝はつりの数量は、はつり幅及び深さごとの長さとする。
 - (3) 面はつりの数量は、はつり部分の表面積とする。

5節 撤去工事

2.5.1

撤去工事

- 1 適用範囲
電気設備の撤去工事に適用する。なお、本節に特記なき事項は、新設工事に準ずるものとする。
- 2 計測の区分
 - (1) 撤去の数量は、撤去材の取り扱いに応じて区分する。
 - (2) 数量算出は、工事科目別に再使用する機材と再使用しない機材に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) コンクリート埋込部分の配管は、計測の対象としない。
 - (2) 原則として、付随して撤去されるものについては、計測の対象としない。
 - (3) 分別は、設計図書で指定された方法に従い、計測する。
- 4 工事内訳書への数量計上
工事内訳書に数量を計上するときは、次による。
 - (1) 撤去後、再使用する場合は、新設工事に準じて設計数量を記入し、備考欄には、「再使用機材」と記載する。
 - (2) 撤去後、再使用しない機材が必要な場合は、金属類と非金属類とに分け、金属類の鋼管、鋼板などは、その数量を概略重量（kg又はt）で示し、非金属類は「一式」とする。
- 5 発生した産業廃棄物の構外搬出及び処理に要する費用は、必要に応じて計上する。

6節 機器搬入

2.6.1 機器搬入

- 1 適用範囲
単体の質量が100kg以上の機器類における、現場敷地内の仮置場と設置場所間の搬入・仮据付けを必要に応じて別途計上する場合に適用する。
- 2 計測の区分
機器搬入は、質量及び容積により、重量品及び容積品に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 対象とする質量は、単体の機器の質量とする。
 - (2) 重量品は、機器類の質量に対応した数値による補正を行うものとする。
 - (3) 容積品は、機器類の容積当たりの質量に対応した数値による補正を行うものとする。
 - (4) 搬入・据付け費を積算内訳書に計上するときの数量は、「一式」とする。
 - (5) 数量計算書で搬入数量を算出するときは、製造者のカタログ及び技術資料を参照し、定めた搬入機器の質量（kg又はt）を基準とする。
 - (6) 分割して搬入することが可能な機器は、分割した単体の機器の質量とする。

7節 調整

2.7.1 調整

- 1 適用範囲
電気設備の試験・調整に適用する。
- 2 計測の区分
試験・調整は、工事種目又は科目ごとに区分する。
- 3 計測・計算
工事完成時に試験又は調整が必要な工事においては、必要に応じて、設計図書で指定された内容、項目ごとに計測する。ただし、試験・調整等が含まれる工事費と重複しないように留意する。

8節 土 工 事

2.8.1

土 工 事

- 1 適用範囲
埋設配管、ハンドホール及び柵類の土工事・地業工事に適用する。
- 2 計測の区分
土工事・地業工事は、根切り、埋戻し、残土処分及び砂利地業等に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 根切り、埋戻し及び残土処分は、計画数量とし、砂利地業は、原則として設計数量とする。
 - (2) 土工事の計測・計算は、原則として設計地盤（基準線）から行う。
 - (3) 土の掘削による土砂量の増加及び締め固めによる土砂量の減少はないものとする。
 - (4) 土工事の数量は、重複のない数量とする。
 - (5) 根切りの数量は、根切り幅に根切り長さ及び根切り深さを乗じた体積とする。
 - 1) 根切りの深さは、根切り基準線から地下埋設物等の底面の深さに、均し（捨）コンクリート及び砂利地業等の厚さを加えたものとする。
 - 2) 根切りの方法は、根切り深さが1.5m未満の場合は直掘り工法とし、1.5m以上の場合は法付工法とする。
 - 3) 法付工法の法幅は、根切り深さに0.3を乗じたものとする。
 - 4) 作業上のゆとり幅は、表2.8.1「ゆとり幅」による。

表2.8.1 ゆとり幅

埋設物の種類	根切り深さ		
	1m未満	1m以上 1.5m未満	1.5m以上
地 中 電 線 管 類	0.2m	0.4m	0.3m
地 下 埋 設 物	0.5m	0.5m	0.5m

- 5) 床掘幅は、地中電線管類などの外径（底面）の寸法にゆとり幅×2を加えるものとする。
- 6) 地中電線管類を多条布設する場合は、管相互の間隔は、埋戻し土の充填を考慮し、表2.8.2「管相互の間隔」のとおりとする。

表2.8.2 管相互の間隔

呼 び 径 (mm)	間隔 (左右、上下) (m)
50 以下	0.05
150 以下	0.07
200 以下	0.10

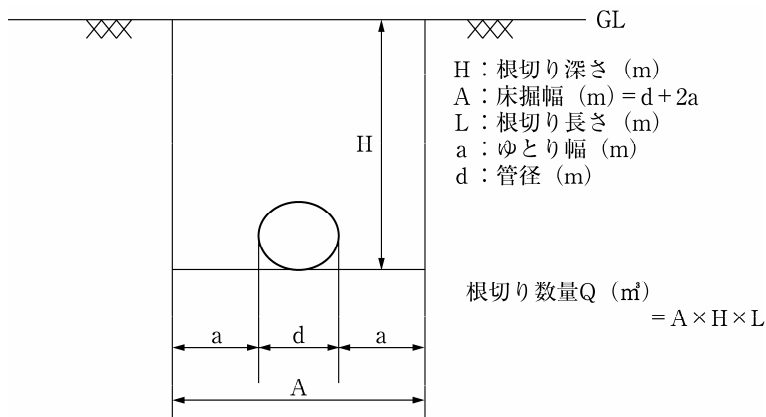


図2.8.1 地中電線管類で、直掘り工法の場合

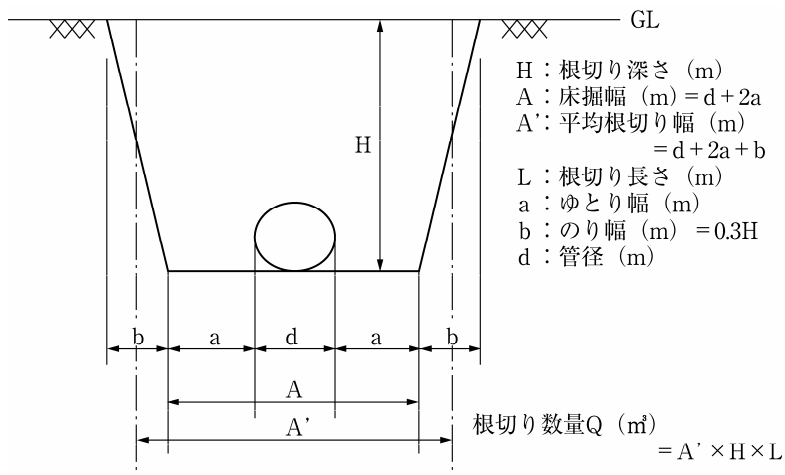


図2.8.2 地中電線管類で、法付工法の場合

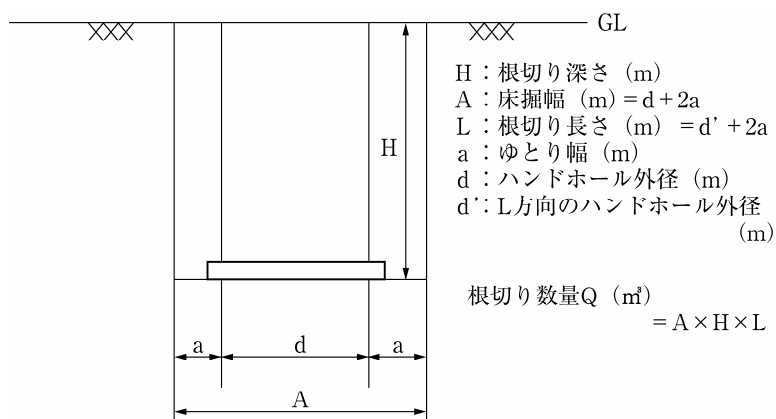


図2.8.3 既製ハンドホール類・地下埋設物で、直掘り工法の場合

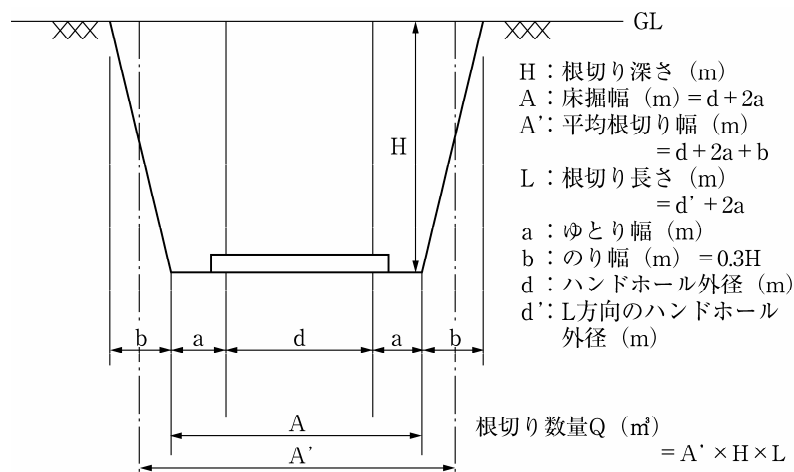


図2.8.4 既製ハンドホール・地下埋設物で法付工法の場合

- (7) 埋戻しの数量は、根切り数量から基準線以下の地下埋設物、山砂、砂利地業、均し（捨）コンクリート等の体積を減じたものとする。ただし、呼び径が200A以下の埋設配管類の体積は減じない。
- (8) 残土処分の数量は、根切り数量から埋戻し数量を減じたものとする。
- (9) 砂利地業等の数量は、面積に厚さを乗じた体積とする。
- 1) 配管類の砂利地業等の面積は、根切り底面積とする。
 - 2) 地下埋設物等の砂利地業等の面積は、埋設物等の底部側面に0.1mを加えて計算した面積とする。

9節 コンクリート工事

2.9.1

コンクリート工事

1 適用範囲

機器類の基礎、ハンドホール及び柵類等のコンクリート工事に適用する。

2 計測の区分

コンクリート工事は、コンクリートの種類及び型枠等に区分する。

3 計測・計算

- (1) コンクリートの数量は、コンクリートの面積にその高さ、又は厚さを乗じた体積とする。ただし、無筋コンクリートがある場合の基礎の高さは、無筋コンクリートの厚さを加えたものとする。また、鉄筋、電線管及び配管類による体積の欠如は無いものとする。
- (2) 型枠の数量は、コンクリート側面の面積とする。ただし、底面に型枠を必要とする場合は、その面積を加えるものとする。
- (3) 鉄筋の数量は、コンクリートの設計寸法に基づく長さに、単位質量を乗じた質量とする。
- (4) モルタルの数量は、モルタル塗りを行うコンクリート面の面積又は体積とする。
- (5) 直ならし仕上げの数量は、コンクリート面の面積とする。

B 〈工事科目関連〉

電気設備工事の数量のうち、各科目の工事のみに係る計測・計算等について、以下に示す。
なお、A 〈共通事項〉における当該事項と併せて適用する。

10節 電力設備工事

1項 屋内電灯設備工事

2.10.1.1 機 器	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 屋内電灯設備工事の機器及びその据付けに適用する。 2 計測の区分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 機器は、用途、施工場所、施工方法及び盤類の回路別等により区分する。 (2) 住戸内機器は、住戸タイプ別に区分する。 3 計測・計算 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
2.10.1.2 盤 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 屋内電灯設備工事の盤類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 (2) 住戸内に設置する盤類は、住戸タイプ別に区分する。 3 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。 (2) 2以上の工事科目に使用されるものについては、重複計上しないよう留意する。
2.10.1.3 器 具 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 屋内電灯設備工事の器具類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 器具類は、用途、施工場所、施工方法及び盤類の回路別等により区分する。 (2) 住戸内に設置する器具類は、住戸タイプ別に区分する。 3 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。 (2) 配線器具の数量は、器具の形式及び容量による組合せごとの個数とする。 (3) 白熱灯及び蛍光灯照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。ただし、HID灯照明器具は、灯具、ランプ、安定器等の組合せごとの個数とする。 (4) 開口補強及び天井切込み加工は、原則として計測の対象としない。
2.10.1.4 そ の 他	<p>2.10.1.1「機器」から2.10.1.3「器具類」以外の機材は、それぞれの特性に合わせて上記に準ずるものとする。</p>

2項 屋外灯設備工事

2.10.2.1 機 器	<p>1 適用範囲 屋外灯設備工事の機器及びその据付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 (1) 機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 (2) 数量は、系統別、回路別に区分する。</p> <p>3 計測・計算 機器類の数量は、仕様ごとの個数とする。</p>
2.10.2.2 盤 類	<p>1 適用範囲 屋外灯設備工事の盤類及びその取付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。</p> <p>3 計測・計算 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。</p>
2.10.2.3 器 具 類	<p>1 適用範囲 屋外灯設備工事の器具類及びその取付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 (1) 器具類は、用途、施工場所、施工方法及び盤類の回路別等により区分する。 (2) 数量は、系統別、回路別に区分する。</p> <p>3 計測・計算 (1) 白熱灯及び蛍光灯照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。ただし、HID灯照明器具は、灯具、ランプ、安定器等の組合せごとの個数とする。 (2) ポール、同基礎等は、形式及び記号ごとの個数とする。 (3) 鋼管ポール、案内板、掲示板（鋼製照明付）、屋外灯分電盤に設ける接地工事についても、設計図書に基づき正確に計上する。</p>

3項 屋外配線設備工事

2.10.3.1
架空配線

- 1 適用範囲
架空で施設される電線路に適用する。
- 2 計測・計算
 - (1) 電柱、支柱及び支線柱の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - (2) 装柱材料の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - (3) 支線の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - (4) 架空電線及び引込電線の数量は、規格、寸法ごとの長さ及び径間数とする。
 - (5) 柱上変圧器、高圧負荷開閉器等の数量は、電気方式、種類及び容量ごとの個数とする。

2.10.3.2
地中配線

- 1 適用範囲
地中に施設される電線路に適用する。
- 2 計測・計算
 - (1) 地中ケーブルの保護材及び埋設標識シートの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。
 - (2) ケーブル埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
 - (3) 防水鋳鉄管の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - (4) マンホール、ハンドホールの数量は、種類、規格、寸法及び仕様別ごとの個数とする。

4項 動力設備工事

2.10.4.1 配管・配線	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 動力設備工事の配管・配線に適用する。 2 計測・計算 床（天井）より動力負荷等に至る立上り（立下げ）寸法の計測寸法は、負荷の取付位置に適合した寸法とする。
2.10.4.2 機 器	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 動力設備工事の機器及びその据付けに適用する。 2 計測の区分 機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
2.10.4.3 盤 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 動力設備工事の盤類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。 (2) 露出形手元開閉器等は、裏ボックスの有無を確認する。
2.10.4.4 器 具 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 動力設備工事の器具類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 器具類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。 (2) 電動機及び電極棒の結線及び接続の数量は、次による。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 電動機結線の数量は、容量及び始動方式ごとの個数とする。 2) 電極棒結線の数量は、組数ごとの個数とする。 3) 電動機接続等の数量は、配管サイズごとの個数とする。 (3) 液面制御用電極棒又はスイッチ類は、名称、種類、極数ごとの個数とする。

11節 受変電設備工事

2.11.1 配線類	<p>1 適用範囲 受変電設備工事の配線等に適用する。</p> <p>2 計測・計算</p> <p>(1) 高圧用ケーブル、低圧用ケーブル及び制御用ケーブル等は、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。ただし、配電盤等の内部に設置される機器相互間の配線は除く。</p> <p>(2) 接地線は、接地工事の種類ごとに区分し、2章1節「配管・配線工事」に準じて計上する。</p>
2.11.2 機器	<p>1 適用範囲 受変電設備工事の機器及びその据付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。</p> <p>3 計測・計算</p> <p>(1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。</p> <p>(2) 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量等の仕様ごとの個数とする。</p> <p>(3) 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別等の仕様ごとの個数とする。</p> <p>(4) 交流しゃ断器は、種別、規格別等の仕様ごとの個数とする。</p> <p>(5) 高圧（特別高圧を含む）進相コンデンサ等は、規格、容量別等の仕様ごとの個数とする。</p> <p>(6) 断路器は、極数、容量、操作方法別等の仕様ごとの個数とする。</p> <p>(7) 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別等の仕様ごとの個数とする。</p> <p>(8) 各機器類には、必要に応じて対応する付属品類を計上する。</p>
2.11.3 盤類	<p>1 適用範囲 受変電設備工事の盤類及びその取付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。</p> <p>3 計測・計算</p> <p>(1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。</p> <p>(2) 高低圧受配電盤（開放型受変電設備含む）等の数量は、仕様及び用途ごとの個数とする。</p> <p>(3) 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別等の仕様ごとの個数とする。</p>

2.11.4 器 具 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 受変電設備工事の器具類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 器具類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。 (2) 開放型受変電設備用工事材料の数量は、次による。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 母線等の数量は、材質及び寸法ごとの長さとする。 2) フレームパイプ及び補助鋼材の数量は、規格ごとの長さとする。
-----------------	---

12節 電力貯蔵設備工事

2.12.1 配 管 ・ 配 線	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 電力貯蔵設備工事の配管・配線に適用する。 2 計測・計算 制御用ケーブル等は、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。
2.12.2 機 器	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 電力貯蔵設備工事の機器及びその据付けに適用する。 2 計測の区分 機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。 (2) 電力貯蔵設備の数量は、整流器及び蓄電池の仕様ごとの個数とする。ただし、キャビネットに収納されている場合は、電力貯蔵装置の個数とする。
2.12.3 盤 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 電力貯蔵設備工事の盤類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。

13節 発電設備工事

1項 発電設備工事

2.13.1.1
機

器

- 1 適用範囲
発電設備工事の機器及びその据付けに適用する。
- 2 計測の区分
機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
 - (2) 発電設備の数量は、次による。
 - 1) 発電機、原動機、燃料槽等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。
 - 2) 燃料配管、冷却水配管、排気配管等の数量は、「公共住宅機械設備工事積算基準」に定めるところによる。

2.13.1.2
盤

類

- 1 適用範囲
発電設備工事の盤類及びその取付けに適用する。
- 2 計測の区分
盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。
- 3 計測・計算
盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。

2項 太陽光発電設備工事

2.13.2.1
機

器

- 1 適用範囲
太陽光発電設備工事の機器及びその据付けに適用する。
- 2 計測の区分
機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
 - (2) 太陽電池等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。

2.13.2.2
盤

類

- 1 適用範囲
太陽光発電設備工事の盤類及びその取付けに適用する。
- 2 計測の区分
盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。
- 3 計測・計算
盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。

14節 情報設備工事

2.14.1 機	器	<p>1 適用範囲 情報設備工事の機器及びその据付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分</p> <p>(1) 機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。</p> <p>(2) 住戸内に設置する機器は、住戸タイプ別に区分する。</p> <p>(3) 機器は、系統別、階別等に区分する。</p> <p>3 計測・計算 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。</p>
2.14.2 盤	類	<p>1 適用範囲 情報設備工事の盤類及びその取付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分</p> <p>(1) 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。</p> <p>(2) 住戸内に設置する盤類は、住戸タイプ別に区分する。</p> <p>3 計測・計算</p> <p>(1) 端子盤の数量は、収容端子板の内容、形式及び構造ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。</p> <p>(2) テレビ機器収容箱の数量は、その形式及び寸法ごとの個数とする。 ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器及び分配器等の数量は、形式ごとの個数とする。</p>
2.14.3 器	具 類	<p>1 適用範囲 情報設備工事の器具類及びその取付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分</p> <p>(1) 器具類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。</p> <p>(2) 住戸内に設置する器具類は、住戸タイプ別に区分する。</p> <p>3 計測・計算</p> <p>(1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。</p> <p>(2) 端末機器が実装されない場合のプレート類の数量は、プレートの材質及び種類ごとの個数とする。</p>
2.14.4 測 定	・ 調 整	<p>1 適用範囲 テレビ・FM共同受信設備工事の測定・調整に適用する。</p> <p>2 計測・計算</p> <p>(1) 設計図書で指定された内容、項目毎に計測する。</p> <p>(2) 測定・調整は、調整を要する機器別に受信チャンネル数によるものとし、その数量は「一式」とする。</p>

15節 防災設備工事

<p>2.15.1 機 器</p>	<p>1 適用範囲 防災設備工事の機器及びその据付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 (1) 機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 (2) 住戸内に設置する機器は、住戸タイプ別に区分する。</p> <p>3 計測・計算 機器の数量は、仕様ごとの個数とする</p>
<p>2.15.2 盤 類</p>	<p>1 適用範囲 防災設備工事の盤類及びその取付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 (1) 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 (2) 住戸内に設置する盤類は、住戸タイプ別に区分する。</p> <p>3 計測・計算 (1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。 (2) 火災報知器等収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。</p>
<p>2.15.3 器 具 類</p>	<p>1 適用範囲 防災設備工事の器具類及びその取付けに適用する。</p> <p>2 計測の区分 (1) 器具類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 (2) 住戸内に設置する器具類は、住戸タイプ別に区分する。</p> <p>3 計測・計算 (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。 (2) 避雷針の数量は、突針及び支持管の組合せごとの個数とする。 (3) むね上導体及び導線の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。 (4) むね上導体の付属品の数量は、材質及び種別ごとの個数とする。 (5) 接続用端子箱及び測定用端子箱は、端子数及び寸法別等ごとの個数とする。 (6) 導線接続端子及び分岐用端子は、(5)と重複しないものについてのみ、名称及び規格別等ごとの個数とする。 (7) 突針取付け用マスト支持金具（壁面型）又は支持ベース（自立型）を固定するアンカーボルトや導線支持金具等については、建築工事との工事区分に十分留意する。</p>

16節 テレビ電波障害防除設備工事

2.16.1 機 器	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 テレビ電波障害防除設備工事の機器及びその据付けに適用する。 2 計測の区分 機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 機器の数量は、仕様ごとの個数とする
2.16.2 盤 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 テレビ電波障害防除設備工事の盤類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 端子盤の数量は、収容端子板の内容、形式及び構造ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。 (2) テレビ機器収容箱の数量は、その形式及び寸法ごとの個数とする。ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器及び分配器等の数量は、形式ごとの個数とする。
2.16.3 器 具 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 テレビ電波障害防除設備工事の器具類及びその取付けに適用する。 2 計測の区分 器具類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。 3 計測・計算 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
2.16.4 測 定 ・ 調 整	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 テレビ電波障害防除設備工事の測定・調整に適用する。 2 計測・計算 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書で指定された内容、項目毎に計測する。 (2) 測定・調整は、調整を要する機器別に受信チャンネル数によるものとし、その数量は「一式」とする。

3章 共通仮設費

1節 一般事項

3.1.1 一般事項

- 1 共通仮設費に計上する数量は、原則として、計画数量とする。
- 2 共通仮設費率を用いて算定する内容と、積み上げにより算定する内容の区分は、表3.1.1「共通仮設費内訳区分表」による。
- 3 積み上げにより算定する内容は、2節「準備費」から8節「その他」による。
- 4 仮設材の運搬費は、各々の項目及び内容に含む。

3.1.2 共通仮設費内訳区分

共通仮設費率を用いて算定する内容と、積み上げにより算定する内容の区分は、次のとおりとする。

表3.1.1 共通仮設費内訳区分表

項目	内容	共通仮設費率を用いて算定する内容		積み上げにより算定する内容	
		区分	摘要	区分	摘要
準備費	敷地測量			○	
	敷地整理			○	
	道路占有料			○	
	仮設用借地料			○	
	その他の準備費	○			
仮設建物費	監督員事務所			○	備品含む
	現場事務所	○	備品含む		
	倉庫	○			
	下小屋	○			
	宿舎			○	
	作業員施設等	○			
	イメージアップに要する費用	○		○	設計図書による
工事施設費	仮囲い			○	
	工事用道路			○	進入路、場内路
	歩道構台			○	
	場内通信設備等の工事用施設	○			
	イメージアップに要する費用	○		○	設計図書による

項目	内 容	共通仮設費率を用いて算定する内容		積み上げにより算定する内容	
		区分	摘 要	区分	摘 要
環 境 安全費	安 全 標 識	○			
	消火設備等の施設	○			
	安全管理・合図等の要員			○	交通整理員
	隣接物等の養生及び補償復旧			○	
動力用水 光熱費	工事中電気設備	○	電気料金、負担金含む	○	監督員事務所に 係るもの
	工事中給排水設備	○	水道料金、負担金含む	○	
屋 外 整 理 清掃員	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分並びに除雪	○		○	除雪費用
機 械 器具費	測 量 機 器	○	共通的な工事中機械器具		
	揚重機械器具			○	共通的な工事中機械器具
	雑 機 械 器 具	○	共通的な工事中機械器具		
その他	材料及び製品の品質管理試験			○	
	その他(上記項目のいずれにも属さない費用)	○	上記項目のいずれにも属さないもののうち軽微なもの	○	

(注) 積み上げにより算定する内容の区分に○印が無い場合においても、必要に応じて別途計上することができる。

2編 数量

2節 準備費

3.2.1 敷地測量	m ²	計画数量×単価 設計図書に基づき、種類、内容等に区分して計上する。
3.2.2 道路占有料	一式	道路占有料 建設地の状況により道路、河川等を占有する必要がある場合は、道路占有料を計上する。
3.2.3 仮設用借地料	一式	借地料 1 仮設建物等の用地として借地する必要がある場合は借地料を計上する。 2 借地面積等は設計図書による。

3節 仮設建物費

3.3.1 監督員事務所	m ²	計画数量×単価 監督員事務所は規模、仕様、期間等設計図書に基づき計上する。
3.3.2 監督員事務所備品等	一式	監督員事務所備品等 監督員事務所備品は設計図書に基づき計上する。
3.3.3 宿舎	m ²	計画数量×単価 宿舎は、規模、仕様、備品、期間等設計図書に基づき計上する。
3.3.4 イメージアップに要する費用	一式	イメージアップに要する費用 内容、仕様等設計図書に基づき計上する。

4節 工事施設費

3.4.1 仮囲い 万能鋼板塀等	m	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計画数量×単価</div> <p>1 設計図書に基づく仕様、寸法、形状、設置期間ごとに区分して計上する。</p> <p>2 数量、設計期間は設計図書による。</p>
3.4.2 工事用道路 進入路 場内路	m ²	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計数量×単価</div> <p>1 進入路とは、当該工事区域に至るまでの路のりで工事車両走行のために築造する路のことをいう。</p> <p>(1) 進入路は、設計図書に基づく仕様、寸法、形状ごとに区分して計上する。</p> <p>(2) 数量、設置期間は設計図書による。</p> <p>2 場内路とは当該工事区域内における車輛等の走行のために築造する路のこと。</p> <p>(1) 場内路は、敷鉄板を標準とする。</p> <p>(2) 数量は、施工上必要となる範囲を検討し計上する。</p> <p>(3) 設置期間は、根切り開始から工期末までを標準とする。</p>
3.4.3 歩道構台	一式	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">歩道構台</div> <p>工事上歩道構台が必要となる場合は、仕様、寸法、形状ごとに区分して計上する。</p>
3.4.4 イメージアップに 要する費用	一式	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">イメージアップに要する費用</div> <p>内容、仕様等設計図書に基づき計上する。</p>

5節 環境安全費

3.5.1 交通整理員	月 (日)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計画数量×単価</div> <p>1 安全管理、合図などの要員として交通整理員を配置する。</p> <p>2 員数、期間は設計図書に基づき計上する。</p>
----------------	----------	---

6節 動力用水光熱費

3.6.1 監督員事務所にか かる動力用水光熱 費	一式	<table border="1"><tr><td data-bbox="549 304 1018 342">監督員事務所にかかる動力用水光熱費</td></tr><tr><td data-bbox="533 367 1410 521">1 監督員事務所の維持管理費用として電気、電話、水道料金等を計上する。 2 監督員事務所設置に伴う各種負担金が必要な場合は、負担金ごとに区分して計上する。</td></tr></table>	監督員事務所にかかる動力用水光熱費	1 監督員事務所の維持管理費用として電気、電話、水道料金等を計上する。 2 監督員事務所設置に伴う各種負担金が必要な場合は、負担金ごとに区分して計上する。
監督員事務所にかかる動力用水光熱費				
1 監督員事務所の維持管理費用として電気、電話、水道料金等を計上する。 2 監督員事務所設置に伴う各種負担金が必要な場合は、負担金ごとに区分して計上する。				

7節 屋外整理清掃費

3.7.1 除 雪 費	一式	<table border="1"><tr><td data-bbox="549 730 651 768">除雪費</td></tr><tr><td data-bbox="560 792 975 831">除雪が必要となる場合、計上する。</td></tr></table>	除雪費	除雪が必要となる場合、計上する。
除雪費				
除雪が必要となる場合、計上する。				

8節 そ の 他

3.8.1 そ の 他	その他必要に応じて計上する。
----------------	----------------

1章 総 則

1節 基本的事項

1.1.1 基本的事項

本編は、公共住宅電気設備工事における工事費積算に用いる単価に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価を用いる。

2節 単価の算定

1.2.1 複 合 単 価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

(1) 材料単価

材料単価は、物価資料等の掲載価格等による。

(2) 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

(3) 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は、物価資料等の掲載価格等による。

(4) 仮設材費

仮設材費は、物価資料等の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

1.2.2 市 場 単 価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料等に掲載された「建築工事市場単価」による。

なお、2章「標準歩掛り」に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

1.2.3 上 記 以 外 の 単 価

上記以外の単価は、物価資料等の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

1.2.4 運 搬 費

工事現場以外で加工を要する材料、仮設材料及び機械器具等の運搬に要する費用は、必要に応じて「公共住宅建築工事積算基準」により定める。

ただし、これによりがたい場合は、物価資料等の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。

3節 歩 掛 り

1.3.1 歩 掛 り

1章2節「単価の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、2章「標準歩掛り」に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) その他

「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表1.3.1「「その他」の率」の工種毎の率による。

下請経費の内容は、1編1章9節「下請経費等」とする。

表1.3.1 「その他」の率

工 種	「その他」の率
1) 配管工事	(労) × (12~20%)
2) 配線工事	(労) × (12~20%)
3) 接地工事	(労) × (12~20%)
4) 塗装工事、土工事	公共住宅建築工事積算基準による。
5) はつり工事	(労) × (12~20%)
6) 撤去工事	(労) × (12~20%)
7) 機器搬入	(労) × (10~20%)
8) ハンドホール（既製品の場合）	(労) × (8~15%)
9) コンクリート工事	公共住宅屋外整備工事積算基準による。
10) 電灯設備（照明器具・配線器具等）	(労) × (12~20%)
11) 電灯設備（開閉器、配分電盤等）	(労) × (10~18%)
12) 動力設備（制御盤・電動機その他）	(労) × (10~18%)
13) 受変電設備	(労) × (10~18%)
14) 電力貯蔵設備	(労) × (10~18%)
15) 架空線路	(労) × (12~20%)
16) 地中線路	(労) × (12~20%)
17) 空調機	公共住宅機械設備工事積算基準による。
18) 太陽光発電機器	(労) × (10~18%)
19) 情報設備	(労) × (10~18%)
20) 雷保護設備	(労) × (12~20%)
21) 防災設備（雷保護設備以外）	(労) × (10~18%)
22) テレビ電波障害防除設備	(労) × (10~18%)

(注) 1 表中 (労) は「労務費」を示す。

2 物価資料等掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価については、下請経費を重複計上しないよう留意する。

3 工事に再使用する場合は、再使用を行う製品等に対応する工種の「そ

の他」の率を適用する。

4節 単価の適用

1.4.1 単価の適用

単価の適用については、2章「標準歩掛り」によるほか、次による。

- (1) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き単位施工当たりが必要となる単価に含む。
- (2) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価に含む。

5節 単価の決定方法

1.5.1 単価の決定方法

- 1 物価資料等とは、次のものとする。
 - (1) 積算資料 (財)経済調査会発行
 - (2) 建設物価 (財)建設物価調査会発行
 - (3) 建築施工単価 (財)経済調査会発行
 - (4) 建築コスト情報 (財)建設物価調査会発行
- 2 物価資料等からの決定方法は、次による。
 - (1) 材料単価は、原則として「大口需要者渡し価格」を採用する。
 - (2) 物価資料等の掲載価格を比較し安価を採用する。
 - (3) 物価資料等の比較にあたっては、掲載価格で施工条件、取引条件が異なる場合は、条件を考慮のうえ価格を比較する。
 - (4) 施工規模、取引条件等が大きく異なる工事においては、物価資料等の掲載価格を補正することができる。
- 3 製造業者・専門工事業者の見積価格等とは、次のものとする。
 - (1) 製造業者・専門工事業者の見積価格及び取引価格
 - (2) 製造業者・専門工事業者のカタログ及び定価表の掲載価格
 - (3) 類似工事における実例価格
- 4 見積価格等からの決定方法は、次による。
 - (1) 見積依頼先は、工事規模、施工難易度及び過去の施工実績を勘案のうえ、複数社選定する。
 - (2) 見積を依頼する場合には、「見積依頼書」、「見積条件書」及び「設計図書、仕様書等」を明示する。
 - (3) 見積内訳書の様式は、見積依頼先の様式とするが、原則として仮設費、材料費、労務費、機械器具費、運搬費、経費等の内訳とともに「工事名称」、「見積もり月日」及び「見積もり有効期限」を明示する。
 - (4) 見積価格等からの単価決定については、見積り条件、内容等を十分に確認し、項目ごとに、2編「数量」により算出した数値を基準として査定する。また、市場の実勢取引状況を勘案の上、適正に補正して設定する。

2章 標準歩掛り

1 電気設備工事費の計上方法

A 〈共通事項〉

1節 配管・配線工事

1項 配管工事

(1) 薄鋼管、厚鋼管、ねじなし電線管、硬質ビニル電線管、金属製可とう電線管、合成樹脂可とう電線管に関する配管工事費の計上方法は次による。

- 1) 市場単価採用の場合
設計数量 (m) × 市場単価
- 2) その他

表2.1.1

費用項目	計上方法	備考
1) 管材料	所要数量 ^{※1} × 材料単価	※1 設計数量 × (1 + 補給率)
2) 付属品	管材料費 × 乗率	
3) 雑材料	(管材料費 + 付属品費) × 乗率	
4) 労務	労務数量 ^{※2} × 労務単価	※2 設計数量 × 労務歩掛り
5) その他	労務費 × 乗率	

注) 補給率及び乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

(2) 位置ボックス類の工事費の計上方法は次による。

- 1) 市場単価採用の場合
設計数量 (個) × 市場単価
- 2) その他

表2.1.2

費用項目	計上方法	備考
1) 機器材料	設計数量 × 材料単価	※1 設計数量 × 労務歩掛り
2) 雑材料	機器材料費 × 乗率	
3) 労務	労務数量 ^{※1} × 労務単価	
4) その他	労務費 × 乗率	

注) 乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

(3) ダクト・線ぴ・ラック類の工事費の計上方法は次による。

- 1) 市場単価採用の場合
設計数量 (m) × 市場単価
- 2) その他

表2.1.3

費用項目	計上方法	備 考
1) 機器材料	設計数量 × 材料単価	※1 設計数量 × 労務歩掛り
2) 雑材料	機器材料費 × 乗 率	
3) 労 務	労 務 数 量 ^{※1} × 労務単価	
4) そ の 他	労 務 費 × 乗 率	

注) 乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

2項 配線工事

配線工事費の計上方法は次による。

- 1) 市場単価採用の場合
設計数量 (m) × 市場単価
- 2) その他

表2.1.4

費用項目	計上方法	備 考
1) 配線材料	所要数量 ^{※1} × 材料単価	※1 設計数量 × (1 + 補給率)
2) 雑材料	配線材料費 × 乗 率	※2 設計数量 × 労務歩掛り
3) 労 務	労 務 数 量 ^{※2} × 労務単価	
4) そ の 他	労 務 費 × 乗 率	

注) 補給率及び乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

2節 接地工事

接地工事費の計上方法は次による。

- 1) 市場単価採用の場合
設計数量 (枚)、(組) × 市場単価
- 2) その他

表2.2.1

費用項目	計上方法	備 考
1) 機器材料	設計数量 × 材料単価	※1 設計数量 × 労務歩掛り
2) 雑材料	機器材料費 × 乗 率	
3) 労 務	労 務 数 量 ^{※1} × 労務単価	
4) そ の 他	労 務 費 × 乗 率	

注) 乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

3節 塗 装 工 事

塗装工事費の計上方法は次による。

表2.3.1

費用項目	計上方法	備 考
1) 労 務	労 務 数 量 ^{※1} ×労務単価	※1 設計数量×労務歩掛り
2) そ の 他	労 務 費 ×乗 率	

注) 乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

4節 は つ り 工 事

はつり工事費の計上方法は次による。

表2.4.1

費用項目	計上方法	備 考
1) 労 務	労 務 数 量 ^{※1} ×労務単価	※1 設計数量×労務歩掛り
2) そ の 他	労 務 費 ×乗 率	

注) 乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

5節 撤 去 工 事

撤去工事費の計上方法は次による。

表2.5.1

費用項目	計上方法	備 考
1) 労 務	労 務 数 量 ^{※1} ×労務単価	※1 設計数量×労務歩掛り
2) そ の 他	労 務 費 ×乗 率	

注) 乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

6節 機器搬入

1項 一般事項

機器搬入は、機器を現場敷地内の仮置場から設置場所まで運び入れ、又は基礎上に仮据付けを行う費用であり、単独の機器の質量が100kg以上のものについて適用する。なお、機器は、受変電、自家発電、電源装置等とする。

2項 計上方法

搬入費の計上方法は次による。

搬入費＝搬入機器質量×基準単価×補正率

(1) 基準単価

基準単価は労務費、機械器具損料及び運搬費の合計とし、内容は次による。

1) 労務費

労務費＝標準歩掛（とび工1.33人/t）×基準賃金円/人×（1+その他）

2) 機械器具損料

機械器具損料は、22節「機器搬入」を標準とする。

3) 運搬費

油圧ジャッキ、コロ及び道板の運送に要する費用

(2) 補正率

1) 質量又は容積質量による補正

搬入機器をその質量及び容積から600kg/m³以上の重量品と600kg/m³未満の容積品とに分け、補正率を適用する。補正率は、22節「機器搬入」による。

2) 単独搬入による補正

単独搬入の場合は補正率を30%割増して適用する。

7節 土工事

土工事費の計上方法は、「公共住宅建築工事積算基準」によるものとする。

8節 コンクリート工事

コンクリート工事費の計上方法は、「公共住宅屋外整備工事積算基準」によるものとする。

B 〈工事科目関連〉

9節 電力設備工事

1項 屋内電灯設備工事

(1) 配線器具、照明器具類

配線器具、照明器具類工事費の計上方法は次による。

表2.9.1

費用項目	計上方法	備考
1) 機器材料	設計数量 × 材料単価	※1 設計数量 × 労務歩掛り
2) 雑材料	機器材料費 × 乗率	
3) 労務	労務数量 ^{※1} × 労務単価	
4) その他	労務費 × 乗率	

注) 乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

(2) 開閉器、分電盤、集計器盤

開閉器、分電盤、集計器盤類工事費の計上方法は表2.9.1による。

2項 屋外灯設備工事

(1) 建柱等

外柱灯工事費の計上方法は表2.9.1による。

(2) 外灯器具

外灯器具工事費の計上方法は表2.9.1による。

3項 屋外配線設備工事

(1) 架空配線

1) 架線、引込線工事費の計上方法は次による。

表2.9.2

費用項目	計上方法	備考
1) 配線材料	所要数量 ^{※1} × 材料単価	※1 設計数量 × (1 + 補給率)
2) 雑材料	配線材料費 × 乗率	
3) 労務	労務数量 ^{※2} × 労務単価	※2 設計数量 × 労務歩掛り
4) その他	労務費 × 乗率	

注) 補給率及び乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

2) 電柱、腕金、支線、開閉器その他（柱上・取り付け）工事費の計上方法は表2.9.1による。

(2) 地中管路工事

- 1) 配管用炭素鋼管、硬質ビニル電線管、波付硬質合成樹脂管、ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管、地中埋設標、埋設標識シートに関する地中管路工事費の計上方法は次による。

表2.9.3

費用項目	計上方法	備考
1) 管 材 料	所 要 数 量 ^{※1} ×材料単価	※1 設計数量×(1+補給率)
2) 付 属 品	管 材 料 費 ^{※2} ×乗 率	※2 設計数量×材料単価
3) 雑 材 料	(管材料費+付属品費)×乗 率	
4) 労 務	労 務 数 量 ^{※3} ×労務単価	※3 設計数量×労務歩掛り
5) そ の 他	労 務 費 ×乗 率	

注) 補給率及び乗率については、2 労務歩掛り各表及び表1.3.1「その他」の率を参照。

- 2) コンクリートラフ、防水铸铁管、ヒューム管、スパイラル型枠に関する地中管路工事費の計上方法は表2.9.1による。
- 3) 既製品ハンドホール等に関する地中管路工事費の計上方法は表2.9.1による。

4項 動力設備工事

制御盤、電動機その他工事費の計上方法は表2.9.1による。

10節 受変電設備工事

- (1) 受配電盤、変圧器、高圧コンデンサ、開閉器その他、銅帯、銅棒、保護金網、図板、表示板に関する工事費の計上方法は表2.9.1による。
- (2) 電線、フレームパイプ、盤外機器取付金物に関する工事費の計上方法は表2.1.4による。

11節 電力貯蔵設備工事

電力貯蔵設備工事費の計上方法は表2.9.1による。

12節 発電設備工事

1項 発電設備工事

発電設備工事費は、専門工事業者の見積を比較し、査定するものとする。

2項 太陽光発電設備工事

太陽光発電設備工事費の計上方法は表2.9.1による。

13節 情報設備工事

情報設備工事費の計上方法は表2.9.1による。

14節 防災設備工事

1項 電保護設備工事

- (1) 突針部その他に関する工事費の計上方法は表2.9.1による。
- (2) 導線敷線工事の計上方法は表2.1.4による。

2項 自動火災報知設備工事

- (1) 受信機その他に関する工事費の計上方法は表2.9.1による。
- (2) 線状感知器（空気管）工事の計上方法は表2.1.4による。

3項 非常警報設備工事

非常警報設備工事費の計上方法は表2.9.1による。

4項 防火戸自動閉鎖設備工事

防火戸自動閉鎖設備工事の計上方法は表2.9.1による。

5項 ガス漏れ警報設備工事

ガス漏れ警報設備工事の計上方法は表2.9.1による。

15節 テレビ電波障害防除設備工事

テレビ電波障害防除設備工事費の計上方法は表2.9.1による。

2 労務歩掛り

A 〈共通事項〉

17節 配管・配線工事

1項 配管工事

(1) Fケーブル用ジョイントボックス

表2.17.1

細目	単位	雑材料	職種	人	その他
Fケーブル用 ジョイントボックス	個	1式 (機器材料費×0.02)	電工	0.035	1式

注) 取付け、清掃及び場内小運搬を含む。

(2) プルボックス・分電盤等用ボンディング

表2.17.2

細目	摘要	単位	所要量		職種	人	その他	
			ラジラス クランプ 個	裸鋼線 kg				
ボンディング	プルボックス・分電盤等	ねじなし電線管 (19)	箇所		0.008	0.005	1式	
		ねじなし電線管 (25)			0.010	0.005		
		ねじなし電線管 (31)			0.012	0.006		
		ねじなし電線管 (39)			0.014	0.006		
		ねじなし電線管 (51)			0.027	0.007		
		ねじなし電線管 (63)			0.049	0.007		
		ねじなし電線管 (75)			0.100	0.008		
		厚鋼電線管 (16)			1	0.008		0.009
		厚鋼電線管 (22)			1	0.010		0.009
		厚鋼電線管 (28)			1	0.012		0.009
		厚鋼電線管 (36)			1	0.014		0.009
		厚鋼電線管 (42)			1	0.027		0.010
		厚鋼電線管 (54)			1	0.049		0.010
		厚鋼電線管 (70)			1	0.100		0.013
		厚鋼電線管 (82)			1	0.110		0.016
		厚鋼電線管 (92)			1	0.120		0.019
		厚鋼電線管 (104)			1	0.130		0.023

注) 1.取付け及び場内小運搬を含む。

2.プルボックス及び分電盤等のボンディングは接続する配管の種類及びサイズ別に適用する。

3編 単価

(3) 金属ダクト

表2.17.3

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
金属ダクト	200×100(mm)	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.52	1式
	250×100(mm)				0.54	
	300×100(mm)				0.56	
	400×150(mm)				0.62	
	500×150(mm)				0.66	
	500×200(mm)				0.68	
	600×200(mm)				0.72	
	600×250(mm)				0.74	
	600×300(mm)				0.76	
	800×250(mm)				0.82	
	800×300(mm)				0.84	
	800×400(mm)				0.88	

注) 1 本体の布設、インサート、支持材の取付け、清掃及び場内小運搬を含む。

2 上表以外の寸法の金属ダクトについては、 $[(縦)+(横)+1,000(mm)] \times 0.0004$ の値を適用する。

(4) 線び類

表2.17.4

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他			
1種金属線び	A形 25.4 mm×11.5mm	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.07	1式			
	B形 40 mm×20 mm				0.08				
合成樹脂線び	24 mm×18 mm	m			1式 (機器材料費 ×0.02)		電工	0.07	1式
	35 mm×18 mm							0.08	
	60 mm×18 mm							0.09	
ワイヤプロテクタ		m							

注) 1 切断・加工、本体及び付属品、支持金具の取付け、清掃及び場内小運搬を含む。

2 付属品及びボックスの取付けは別途計上する。

(5) 延焼防止処理

表2.17.5

細目	規格	単位	職種	人	その他
EPS ラック用 (床)	200mm 幅	箇所	電工	0.505	1式
	300mm 幅			0.602	
	400mm 幅			0.699	
	500mm 幅			0.795	
	600mm 幅			0.892	
	800mm 幅			1.09	
	1,000mm 幅			1.28	

注) 場内小運搬を含む。

(6) 金属製可とう電線管

表2.17.6

細目	規格	補給率	付属品	単位	雑材料	職種	人	その他
金属製可とう電線管	17	0.10	1式 (管材料費 ×0.5)	m	1式 (管材料費 +付属品費) ×0.05)	電工	0.026	1式
	24						0.035	
	30						0.044	
	38	0.05					0.054	
	50						0.073	
	63						0.099	
	76						0.115	
	83						0.138	
	101						0.154	

注) 管の加工、支持金具類の取付け、管内の清掃、導通調べ及び場内小運搬を含み、ボックス類の取付けは含まない。

3編 単価

(7) 市場単価

1) 適用条件及び留意事項

- イ. 電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。
- ロ. 電線管、線び、位置ボックス、プルボックス及びケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。
- ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単位を面積に乗じる。
- ニ. はしご形ZM溶融亜鉛めっき(350g/m²)製の支持材は同等な溶融亜鉛めっきとする。

2) 細目工種

表2.17.7

細目	摘要	単位
電線管	厚鋼電線管(GP) 隠ぺい、露出配管	m
	薄鋼電線管(CP) 隠ぺい、露出配管	
	ねじなし電線管(EP) 隠ぺい、露出配管	
	硬質ビニル電線管(VE) 隠ぺい、露出配管	
	合成樹脂製可とう電線管(PF一重管) 隠ぺい、露出配管	
	合成樹脂製可とう電線管(CD管) 埋込配管	
線び	2種金属線び A形 幅40mm×高30mm	m
	2種金属線び B形 幅40mm×高40mm	
	2種金属線び C形 幅40mm×高45mm	
	線び用ジャンクションボックス	個
	線び用コンセントボックス	
位置ボックス	金属製ボックス 隠ぺい、露出	個
	合成樹脂製ボックス 隠ぺい、露出	
	位置ボックス用ボンデング	
プルボックス	露出形(鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m ²
	露出形(鋼板製) 溶融亜鉛めっき	
	露出形(ステンレス製)	
	露出形(硬質ビニル製)	
	プルボックス用接地端子	個
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき(100g/m ²)製 焼付け又粉体塗装仕上げ (1段積)	m
	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき(100g/m ²)製 焼付け又粉体塗装仕上げ (2段積の2段目)	
	はしご形 Z35溶融亜鉛めっき(350g/m ²)仕上げ (1段積)	
	はしご形 Z35溶融亜鉛めっき(350g/m ²)仕上げ (2段積の2段目)	
	はしご形 アルミ製 (1段積)	
	はしご形 アルミ製 (2段積の2段目)	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁)	箇所
	ケーブルラック用 (床)	
	金属管用(短管) (壁、床)	
	丸形用 (壁、床)	

2項 配線工事

(1) 共通事項

電線及びケーブル相互の接続、回路表示、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含み、機器への接続は含まない。

(2) 600Vポリエチレンケーブル(CV、CVT、CVQ)、EM-CEケーブル(EM-CE、EM-CET、EM-CEQ)

1) 管路内配線

表2.17.8

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	1C (人)	2C (人)	3C (人)	4C (人)	その他
600V ポリエチレン ケーブル	2.0 mm ²	分岐 0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.05)	電工	0.010	0.013	0.017	0.020	1式
	3.5 mm ²					0.012	0.017	0.021	0.024	
	5.5 mm ²					0.016	0.021	0.026	0.030	
	8 mm ²					0.017	0.023	0.029	0.035	
	14 mm ²					0.022	0.029	0.037	0.043	
	22 mm ²	幹線 0.05				0.029	0.037	0.047	0.056	
	30 mm ²					0.032	0.043	0.054	0.064	
	38 mm ²					0.037	0.050	0.062	0.074	
	50 mm ²					0.044	0.059	0.074	0.089	
	60 mm ²					0.049	0.065	0.082	0.098	
	80 mm ²					0.057	0.075	0.094	0.113	
	100 mm ²					0.067	0.090	0.112	0.134	
	125 mm ²					0.076	0.101	0.126	0.15	
	150 mm ²					0.083	0.110	0.137	0.165	
	200 mm ²					0.102	0.136	0.170	0.204	
	250 mm ²					0.117	0.157	0.196	0.235	
325 mm ²	0.149	0.198	0.248	0.297						

注) 1 幹線のケーブル相互の接続歩掛りは含まない。

2 端末処理を含む。

3 CVT・CEQは3Cを用いる。

4 CVQ・CEQは4Cを用いる。

2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。

3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。

4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。

5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。

6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。

7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。

8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。

9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

3編 単価

(3) 低圧電力用ケーブル接続（幹線ケーブルの相互の接続をいう。）

表2.17.9

細目	単位	職種	人	その他
低圧電力用ケーブル接続	箇所	電工	0.17	1式

注) 住宅用及び施設用幹線ケーブルのケーブル相互の接続に適用する。

(4) 耐火ケーブル(FP-C、NH-FP-C、EM-FP-C)

1) 管路内配線

表2.17.10

ア) 1C～4C

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	1C (人)	2C (人)	3C (人)	4C (人)	その他
耐火ケーブル	1.2 mm	分岐 0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.05)	電工	0.012	0.015	0.017	0.021	1式
	1.6 mm					0.013	0.017	0.020	0.024	
	2 mm					0.015	0.020	0.024	0.030	
	2.6 mm					0.019	0.025	0.030	0.037	
	2 mm ²					0.013	0.017	0.020	0.024	
	3.5 mm ²					0.015	0.020	0.024	0.030	
	5.5 mm ²					0.019	0.025	0.030	0.037	
	8 mm ²					0.021	0.027	0.035	0.042	
	14 mm ²					0.026	0.035	0.043	0.052	
	22 mm ²					0.033	0.045	0.056	0.067	
	30 mm ²	0.038				0.052	0.064	0.077		
	38 mm ²	0.045				0.059	0.074	0.089		
	50 mm ²	0.053				0.071	0.089	0.106		
	60 mm ²	0.058				0.078	0.098	0.118		
	80 mm ²	0.068				0.090	0.113	0.136		
	100 mm ²	0.080				0.108	0.134	0.161		
	125 mm ²	0.090				0.121	0.150	0.181		
	150 mm ²	0.099				0.131	0.165	0.198		
	200 mm ²	0.122				0.163	0.204	0.245		
	250 mm ²	0.140				0.188	0.235	0.282		
325 mm ²	0.179	0.238	0.298	0.356						

注) 1 幹線のケーブル相互の接続歩掛りは含まない。

2 端末処理を含む。

イ) 5C~30C

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	5C (人)	6C (人)	7C (人)	8C (人)	10C (人)	12C (人)	15C (人)	20C (人)	30C (人)	その他
耐火ケーブル	1.2 mm	0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.05)	電工	0.024	0.027	0.030	0.034	0.040	0.047	0.060	0.069	0.083	1式
	1.6 mm					0.028	0.031	0.035	0.038	0.046	0.054	0.068	0.079	0.095	

注) 端末処理を含む。

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

3編 単価

- (5) 高圧架橋ポリエチレンケーブル(6KV-CV、6KV-CVT)、
EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル(EM-6KV-CE、EM-6KV-CET)
1) 管路内配線

表2.17.11

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	1C (人)	3C (人)	その他
高圧架橋ポリエチレンケーブル	8 mm ²	0.05	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.019	0.032	1式
	14 mm ²					0.024	0.04	
	22 mm ²					0.031	0.052	
	30 mm ²					0.035	0.059	
	38 mm ²					0.041	0.068	
	50 mm ²					0.049	0.081	
	60 mm ²					0.054	0.090	
	80 mm ²					0.062	0.104	
	100 mm ²					0.074	0.124	
	125 mm ²					0.083	0.139	
	150 mm ²					0.091	0.151	
	200 mm ²					0.112	0.188	
	250 mm ²					0.129	0.216	
	325 mm ²					0.164	0.273	

- 注) 1 耐電圧試験を含む。
2 端末処理は、含まない。
3 CVT・CETは3Cを用いる。

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
4) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

- (6) 高圧架橋ポリエチレンケーブル端末処理(プレハブ)、
EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル端末処理(プレハブ)

表2.17.12

細目	規格	単位	職種	1C (人)	3C (人)	3C耐塩 (人)	その他
高圧架橋ポリエチレン ケーブル端末処理	14 mm ² 以下	箇所	電工	0.11	0.19	0.20	1式
	38 mm ² 以下			0.21	0.35	0.41	
	60 mm ² 以下			0.31	0.52	0.62	
	100 mm ² 以下			0.39	0.65	0.78	
	150 mm ² 以下			0.52	0.87	1.04	
	200 mm ² 以下			0.60	1.00	1.20	

(7) 制御用ケーブル(CVV、CVV-S)、EM-制御用ケーブル(EM-CEE、EM-CEE-S)

1) 管路内配線

表2.17.13

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	1.25mm ² 以下(人)	2mm ² (人)	3.5mm ² (人)	5.5mm ² (人)	8mm ² (人)	その他
制御用 ケーブル	2C	屋内	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.015	0.017	0.018	0.021	0.026	1式
	3C					0.017	0.019	0.021	0.024	0.030	
	4C					0.019	0.022	0.023	0.028	0.034	
	5～6C					0.025	0.028	0.030	0.037	0.044	
	7～8C					0.030	0.034	0.037	0.044	0.054	
	9～10C					0.037	0.042	0.045	0.054	0.066	
	11～12C	屋外				0.043	0.048	0.053	0.063	0.077	
	12～14C					0.048	0.053	0.058	0.069	0.085	
	15～16C					0.054	0.060	0.066	0.078	0.096	
	17～18C					0.059	0.065	0.072	0.085	0.104	
	19～20C					0.063	0.070	0.077	0.091	0.113	
	21～22C					0.068	0.076	0.083	0.098	0.121	
	23～24C					0.072	0.080	0.088	0.104	0.128	
	25～27C					0.075	0.083	0.091	0.108	0.132	
28～30C	0.075	0.083	0.091	0.108	0.132						

注) 端末処理及び端子接続を含む。

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

3編 単価

(8) 屋内通信線(EBT、TIVF、TIEV)、EM-屋内通信線(EM-EBT、EM-TIEF、EM-TIEE)

1) 管路内配線

表2.17.14

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	2C (人)	3C (人)	4C (人)	6C (人)	8C (人)	その他
屋内通信線	0.5mm	0.15	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.010	0.013	0.015	0.019	0.023	1式
	0.65mm					0.012	0.015	0.018	0.023	0.027	
	0.8mm					0.012	0.015	0.018	0.023	0.027	

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

- (9) 耐熱ケーブル(HP、NH-HP)、警報用ケーブル(AE)
EM-耐熱ケーブル(EM-HP)、EM警報用ケーブル(EM-AE)
1) 管路内配線

表2. 17. 15

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	0.65mm (人)	0.9mm (人)	1.2mm (人)	その他
耐熱ケーブル ・ 警報用ケーブル	2C	0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.013	0.014	0.015	1式
	3C					0.014	0.016	0.017	
	4C					0.014	0.017	0.018	
	5C					0.015	0.018	0.019	
	6C					0.015	0.019	0.020	
	7C					0.016	0.020	0.022	
	5P					0.017	0.022	0.027	
	10P					0.020	0.025	0.031	
	15P					0.022	0.028	0.034	
	20P					0.024	0.031	0.039	
	25P					0.027	0.035	0.043	
	30P					0.029	0.037	0.046	
	50P					0.039	0.050	0.062	
	100P					0.064	0.083	0.103	
	150P					0.083	0.108	0.133	
200P	0.095	0.123	0.151						

注) 1 端末処理を含む。

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

3編 単価

(10) 通信用ケーブル(CCP-P、FCPEV、FCPEV-S、TKEV)

EM-通信用ケーブル(EM-FCPEE、EM-FCPEE-S)、EM-構内ケーブル(EM-TKEE)

1) 管路内配線

表2.17.16

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	0.5mm (人)	0.9mm (人)	1.2mm (人)	その他
通信用ケーブル	3P	屋内 0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.015	0.021	0.026	1式
	5P					0.017	0.022	0.027	
	7P					0.018	0.023	0.028	
	10P					0.020	0.025	0.031	
	15P					0.022	0.028	0.034	
	20P	屋外 0.05				0.024	0.031	0.039	
	25P					0.027	0.035	0.043	
	30P					0.029	0.037	0.046	
	50P					0.039	0.050	0.062	
	100P					0.064	0.083	0.103	
	150P					0.083	0.108	0.133	
	200P					0.095	0.123	0.151	

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

(11) 通信用ケーブル端子接続

1) ネジ止め形等端子接続

表2.17.17

細目	摘要	規格	単位	職種	人	その他
通信用ケーブル 端子接続	ネジ止め形等	0.5～1.2mm 1P	箇所	電工	0.044	1式
		0.5～1.2mm 2P			0.067	
		0.5～1.2mm 3P			0.085	
		0.5～1.2mm 4P			0.101	
		0.5～1.2mm 5P			0.124	
		0.5～1.2mm 10P			0.186	
		0.5～1.2mm 15P			0.217	
		0.5～1.2mm 20P			0.248	
		0.5～1.2mm 25P			0.285	
		0.5～1.2mm 30P			0.302	
		0.5～1.2mm 50P			0.396	
		0.5～1.2mm 100P			0.691	
		0.5～1.2mm 150P			0.885	
		0.5～1.2mm 200P			1.085	

(注) 編出し及び心線対称を含む。

2) 差込み形端子接続

表2.17.18

細目	摘要	規格	単位	職種	人	その他
通信用ケーブル 端子接続	差込み形	0.5～1.2mm 1P	箇所	電工	0.026	1式
		0.5～1.2mm 2P			0.041	
		0.5～1.2mm 3P			0.051	
		0.5～1.2mm 4P			0.061	
		0.5～1.2mm 5P			0.075	
		0.5～1.2mm 10P			0.112	
		0.5～1.2mm 15P			0.132	
		0.5～1.2mm 20P			0.150	
		0.5～1.2mm 25P			0.172	
		0.5～1.2mm 30P			0.183	
		0.5～1.2mm 50P			0.240	
		0.5～1.2mm 100P			0.420	
		0.5～1.2mm 150P			0.539	
		0.5～1.2mm 200P			0.661	

(注) 編出し及び心線対称を含む。

3編 単価

(12) マイクロホン用コード (EM-MOOS、MVVS)

1) 管路内配線

表2.17.19

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
マイクロホン 用コード	0.5 mm ² ×1CS	0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.013	1式
	0.5 mm ² ×2CS					0.015	
	0.5 mm ² ×3CS					0.016	
	0.75mm ² ×2CS					0.016	
	0.75mm ² ×3CS					0.017	

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

(13) 同軸ケーブル(nC-2V、nC-HFL、S-nC-FB、S-nC-HFL)

EM-同軸ケーブル(EM-nC-2E、EM-S-nC-FB)

1) 管路内配線等

表2.17.20

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	屋内	屋外			その他
						(人)	ラミネート ケーブル (人)	パイプ ケーブル (人)	アンテナ 回り (人)	
同軸ケーブル	3C	屋内 0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.017	—	—	0.013	1式
	4C					0.018	—	—	0.014	
	5C					0.020	0.009	—	0.014	
	7C	0.027				0.016	0.022	0.021		
	(8C)	0.034				0.018	0.024	0.024		
	10C	—				0.022	0.027	—		
	12C	—				—	0.035	—		
	17C	—				—	—	—		

2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。

3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。

4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。

5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。

6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。

7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。

8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。

9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

10) 架空配線

表2.17.21

細目	摘要	規格	補給率	雑材料	単位	職種		その他	
						電工 (人)	普通作業員 (人)		
同軸ケーブル	架線	SSなし 5C	幹線 0.05	1式 (配線材料費 ×0.02)	m	0.012	0.006	1式	
		SSなし 7C				0.013	0.006		
		SSなし 10C				0.015	0.006		
	架線及び 引込み線	SS付 5C	分岐 0.10			0.019	0.008		
		SS付 7C				0.020	0.009		
		SS付 10C				0.021	0.010		
	宅内配線	4C・5C	—			—	0.030		—

(注) 宅内配線の4C・5Cは、保安器2次側からTVまでとする。

3編 単価

(14) その他の弱電用多芯ケーブル

1) 管路内配線

表2.17.22

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	0.8mm (人)	0.9mm (人)	1.2mm (人)	その他
その他の 弱電用 多芯ケー ブル	3C・5C	屋内 0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.012	0.012	0.014	1式
	10C					0.014	0.014	0.017	
	15C					0.016	0.016	0.020	
	20C					0.017	0.018	0.022	
	25C					0.018	0.019	0.024	
	30C	0.019				0.020	0.026		
	40C	屋外 0.05				0.021	0.023	0.029	
	50C					0.023	0.026	0.033	
	70C					0.027	0.030	0.038	
	100C					0.032	0.035	0.046	
	120C					0.035	0.039	0.051	
	150C	0.039				0.043	0.058		
	200C	0.045				0.051	0.067		

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

(15) その他の弱電用多芯ケーブル端子接続

1) ネジ止め形等端子接続

表2. 17. 23

細目	摘要	規格	単位	職種	人	その他
その他の弱電用 多芯ケーブル 端子接続	ネジ止め形等 1.2mm 以下	3C・5C	箇所	電工	0.024	1式
		10C			0.052	
		15C			0.080	
		20C			0.107	
		25C			0.135	
		30C			0.164	
		40C			0.228	
		50C			0.292	
		100C			0.635	
		120C			0.714	
		150C			0.928	
		200C			1.357	

2) 差込み形端子接続

表2. 17. 24

細目	種別	規格	単位	職種	人	その他
その他の弱電用 多芯ケーブル 端子接続	差込み形 1.2mm 以下	3C・5C	箇所	電工	0.014	1式
		10C			0.031	
		15C			0.048	
		20C			0.065	
		25C			0.082	
		30C			0.100	
		40C			0.138	
		50C			0.177	
		100C			0.387	
		120C			0.435	
		150C			0.565	
		200C			0.826	

3編 単価

(16) 光ファイバケーブル

1) 管路内配線

表2.17.25

細目	摘要	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
光ファイバ ケーブル	MM SM	1C	0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.020	1式
		2C					0.022	
		4C以下					0.024	
		8C以下	0.025					
		16C以下	0.033					
		300C以下	0.044					
		640C以下	0.060					

注) 1 直線・成端接続及び接続後の伝送損失測定は、別途計上する。

2 テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

(17) 光ファイバケーブル直線接続

表2.17.26

細 目	規 格	単 位	職 種	人	その他
光ファイバケーブル 直線接続	1C(1 テープ)	箇所	電工	0.47	1 式
	2C(2 テープ)			0.73	
	4C(4 テープ)			1.15	
	5C(5 テープ) 以下			1.34	
	10C(10 テープ) 以下			2.10	
	15C(15 テープ) 以下			2.73	
	20C(20 テープ) 以下			3.29	
	25C(25 テープ) 以下			3.81	
	30C(30 テープ) 以下			4.29	
	35C(35 テープ) 以下			4.74	
	40C(40 テープ) 以下			5.17	
	45C(45 テープ) 以下			5.58	
	50C(50 テープ) 以下			5.98	

注) 1 成端処理及び心線対称を含む。

2 接続後の伝送損失測定は別途計上する。

3 直線接続とは、クロジャマー使用での直線接続を標準とし、同時施工の分岐ケーブルがある場合には、ケーブルの成端処理として0.23人／本を加算する。

4 テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。

3編 単価

(18) 光ファイバケーブル成端接続

表2.17.27

細目	規格	単位	職種	人	その他
光ファイバケーブル 成端接続	1C(1テープ)	箇所	電工	0.196	1式
	2C(2テープ)			0.347	
	5C(5テープ)以下			0.738	
	10C(10テープ)以下			1.310	
	15C(15テープ)以下			1.820	
	20C(20テープ)以下			2.310	
	25C(25テープ)以下			2.780	
	30C(30テープ)以下			3.230	
	35C(35テープ)以下			3.670	
	40C(40テープ)以下			4.090	
	45C(45テープ)以下			4.510	
	50C(50テープ)以下			4.920	

- 注) 1 成端接続とは、成端箱等での光ファイバケーブルの接続、固定及び光コネクタ付きケーブル(コード)との接続とする。
 2 成端処理及び心線対称を含む。
 3 テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。
 4 接続後の伝送損失測定は別途計上する。

(19) 光ファイバケーブル伝送損失測定

表2.17.28

細目	規格	単位	職種	人	その他
光ファイバケーブル 伝送損失測定	1C	箇所	電工	0.237	1式
	2C			0.258	
	4C以下			0.299	
	12C以下			0.467	
	20C以下			0.635	
	40C以下			1.060	
	60C以下			1.480	
	80C以下			1.900	
	100C以下			2.320	
	120C以下			2.740	
	140C以下			3.160	
	160C以下			3.580	
	180C以下			4.000	
	200C以下			4.420	

- 注) ふ設、接続、コネクタ取付け後に行う開放端までの伝送損失測定とする。

(20) LAN用ケーブル(UTP)

EM-LAN用ケーブル(EM-UTP)

1) 管内配線

表2.17.29

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
LAN用 ケーブル	2P	屋内 0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.014	1式
	4P	屋外 0.05				0.017	
	24P					0.027	

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

(21) 呼び線

1) 管路内配線

表2.17.30

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
呼び線	1.2mm以上	0.15	m	—	電工	0.005	1式

- 2) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

3編 単価

(22) メッセンジャーワイヤ

表2.17.31

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種		その他
					電工 (人)	普通作業員 (人)	
メッセンジャーワイヤ	8mm ²	—	m	1式 (配線材料費 ×0.02)	0.011	0.003	1式
	10mm ²				0.011	0.003	
	14mm ²				0.012	0.004	
	22mm ²				0.013	0.005	
	30mm ²				0.014	0.006	

注) 1 架空配線用として使用する場合のみ、普通作業員を計上する。

2 ラッシングロッド等のケーブル支持材の取付けを含む。

(23) ライティングダクト (直付け)

表2.17.32

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
ライティングダクト I 形	2線式 15A	—	m	1式 (配線材料費 ×0.02)	電工	0.100	1式
	2線式 20A					0.105	
	2線式 25A、30A					0.110	
II 形	本体		m			0.060	
付属品	フィードインキャップ		個			0.050	
	ジョイナ					0.040	
	エンドキャップ					0.010	
配線器具等	コンセントプラグ		個			0.010	
	引掛けコードプラグ					0.010	
	アースターミナル					0.010	
	吊フック	0.010					
	テレビ端子	0.060					
	電話コンセント	0.027					
	ブランクプレート	0.010					

注) 1 I形とは天井付けをいい、II形とは巾木付けをいう。

2 I形を使用し、直付けによらない場合は、下記による。

- ・吊下げの場合は、直付け歩掛りの1.2倍とする。
- ・埋込みの場合は、直付け歩掛りの1.4倍とする。
- ・4線式の場合は、2線式歩掛りの1.2倍とする。

3 付属品は、I形、II形の双方に適用する。

(24) バスダクト

1) バスダクト(アルミ-鉄、アルミ-アルミ)

表2. 18. 33

細目	摘要	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
バスダクト (アルミ-鉄) (アルミ-アルミ)	3線 200A	-	m	1式 (配線材料費 ×0.02)	電工	0.261	1式
	3線 400A					0.348	
	3線 600A					0.435	
	3線 800A					0.565	
	3線 1,000A					0.739	
	3線 1,200A					0.913	
	3線 1,500A					1.090	
	3線 2,000A					1.300	
	4線 200A					0.313	
	4線 400A					0.417	
	4線 600A					0.522	
	4線 800A					0.678	
	4線 1,000A					0.887	
	4線 1,200A					1.10	
	4線 1,500A					1.30	
	4線 2,000A					1.55	

注) インサート及び支持金具の取付け、本体の据付け、接続、締付け、点検調整、清掃を含む。

2) バスダクト(銅-鉄)の場合は、バスダクト(アルミ-鉄、アルミ-アルミ)の歩掛りの1.1倍とする。

(25) 市場単価

1) 適用条件及び留意事項

イ. 絶縁電線(IV及びEM-IE)及び絶縁ケーブル(VVF及びEM-EEF)に適用する。

ロ. 絶縁電線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトにも用いる。

ハ. ボックス内の分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

2) 細目工種

表2. 17. 34

細目	摘要	単位
絶縁電線	600Vビニル絶縁電線(IV) 管内配線(1.6mm ² ~100mm ²)	m
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE) 管内配線(1.6mm ² ~100mm ²)	
絶縁ケーブル	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VVF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	m
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM-EEF) ころがし配線(1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	

18節 接地工事

(1) 接地端子箱

表2.18.1

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
接地端子箱	1、2 端子	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.250	1式
	3、4 端子				0.440	
	5、6 端子				0.600	

(2) 市場単価

1) 適用条件及び留意事項

- イ. 接地極（銅板式及び打込式）及び接地極埋設標に適用する。
- ロ. 補助接地極・抵抗低減材は含まない。
- ハ. 接地極のリード線と接続する地中埋設物部分の接地工事は含まない。

2) 細目工種

表2.18.2

細目	摘要	単位
接地極銅板式	銅板 900×900×1.5t	箇所
	銅板 500×500×1.5t	
	銅板 500×250×1.5t	
接地極打込式	銅覆鋼棒 単独打込	箇所
	銅覆鋼棒 2連結打込	
	銅覆鋼棒 3連結打込	
接地極埋設標	金属製（接地抵抗測定を含む）	枚

19節 塗 装 工 事

表2. 19. 1

細 目	規 格	単 位	職 種	人	その他	
塗 装 工 事	電線管	19	m	塗装工	1 式	0.006
	電線管	25				0.008
	電線管	31				0.010
	電線管	39				0.012
	電線管	51				0.016
	電線管	63				0.020
	電線管	75				0.024
	電線管	16				0.007
	電線管	22				0.009
	電線管	28				0.011
	電線管	36				0.013
	電線管	42				0.015
	電線管	54				0.019
	電線管	70				0.024
	電線管	82				0.027
	電線管	92				0.031
	電線管	104				0.035
	露出ボックス	個				0.0011
	平 板	m ²	0.046			

注) 塗料及び塗装工は、調合ペイント2回塗りの場合に適用する。

20節 は つ り 工 事

表2. 20. 1

細 目	規 格	単 位	職 種	人
溝 は つ り 等	溝はつり 30× 30mm	m	はつり工	0.08
	溝はつり 50× 50mm			0.16
	溝はつり 75× 75mm			0.25
	溝はつり100×100mm			0.32
	面はつり(30mm程度)	m ²		0.42
	壁貫通コンクリート厚120～150mm径150mm	箇所		0.23

注) 1 鉄筋切断、搬出を含む。

2 補修費は、本歩掛りに含まれる。

3 無筋コンクリートの場合は、本表の歩掛りの0.8倍とする。

4 コンクリートブロックの場合は、本表の歩掛りの0.5倍とする。

21節 撤去工事

表2.21.1

細目	摘要	単位	新設工事の労務歩掛りに対する乗率	
			工事に再使用する	再使用しない
撤去工事	電線管	m	0.4	0.2
	電線・ケーブル		0.4	0.2
	照明器具	個	0.4	0.3
	配線器具		0.4	0.3
	分電盤・端子盤	面	0.4	0.2
	変電機器	個	0.5	0.3
	通信用器具		0.4	0.3
	電柱	本	0.6	0.3
	架線	1条1径間	0.4	0.2
	地中線ケーブル	m	0.6	0.3
	コンクリートトラフ		0.6	0.3

- 注) 1 新設歩掛りに本表の率を乗じた値とする。
 2 材料の整理、運搬に要する普通作業員は、別途計上する。
 3 現場の状況、分解手間の程度によっては、本表の乗率を増減できる。
 4 電線管でコンクリート埋設のものは除く。

22節 機 器 搬 入

(1) 適用条件及び留意事項

機器搬入費は、機器を現場敷地内の仮置場から設置場所まで運び入れ、基礎上に仮据付けを行うまでの費用であり、単独の機器の質量が100kg以上の機器搬入に適用する。

なお、機器は、受変電、自家発電、電源装置等とする。

(2) 細目工種

表2.22.1 機器搬入費

細目	単位	機械器具	規格寸法等	単位	所要量
機 器 搬 入 費	t	トラッククレーン賃料	16t	台	0.347
		油圧ジャッキ損料	20t	台	1.736
		コロ材料単価	SGP100A×2m	m	8.119×10^{-3}
		道板材料単価	松4m×3.6cm×15cm	m ³	0.198×10^{-3}
		労務費	とび工	人	1.33
		運搬費	油圧ジャッキ、コロ及び道板		一式
		その他			一式

注) 搬入費は、質量、容積及び同時搬入の有無により表2.22.2「補正率」の補正を行う。

表2.22.2 補正率

質量又は容積質量		補正率	
重 量 品	600kg/m ³ 以上	250kg以下	1.3
		500kg以下	1.2
		800kg以下	1.1
		1,000kg以下	1.0
		3,000kg以下	0.85
		5,000kg以下	0.75
		7,000kg以下	0.7
		10,000kg以下	0.6
		15,000kg以下	0.5
容 積 品	600kg/ m ³ 未満	600kg/ m ³ 未満	1.0
		500kg/ m ³ 未満	1.2
		400kg/ m ³ 未満	1.4
		300kg/ m ³ 未満	1.7
		200kg/ m ³ 未満	2.0
		100kg/ m ³ 未満	2.5

注) 単独搬入の場合は、補正率を30%割増しする。

B〈工事科目関連〉

23節 電力設備工事

1項 屋内電灯設備工事

(1) 配線器具等

表2.23.1

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考			
埋込みコンセント (非連用形)	2P15A	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.054	1式	2P 接地極付を含む。			
	2P20A				0.065					
	2P30A				0.091					
	3P15A				0.064					
	3P20A				0.083					
	3P30A				0.122					
	4P15A				0.087					
	4P20A				0.130					
	4P30A				0.174					
埋込みコンセント (連用形)	2P15A、20A	個			0.054			0.054	2P 接地極付を含む。	
	2P30A				0.091					
	3P15A、20A				0.064					
	3P30A				0.122					
連用式一体形 コンセント	2P15A、20A	個			0.040			0.050	接地端子付、2P 接地極付、2P 接地極+E端子	
	3P15A、20A 2Pコンセント+E端子				0.050					
フロア コンセント	ハイテンション 2P15A	個						0.096	2P15A×1~2 アップ コンセントを含む。	
非常 コンセント	箱・コンセント×2	組						0.500	MCBはセットもの 場合は加算しない。 位置表示、確認表示、 消し遅れスイッチを 含む。	
埋込み形 スイッチ	10A 又は 15A	個						0.054	1式	入、切(強・弱)一体形 を含む。 入、切(強・弱)、照明 スイッチ一体形 3 段式 4 段式 500W 以下
	消し遅れスイッチ				0.054					
	タイマースイッチ				0.064					
	ロータリースイ ッチ				0.074					
	ライトコントロール スイッチ		0.074							
			0.084							
3 路スイッチ	10A 又は 15A	個			0.064					
4 路スイッチ	10A 又は 15A	個			0.072					
プルスイッチ	10A	個			0.081					
露出スイッチ 露出コンセント		個				埋込み形スイッチ、埋 込みコンセントと同 じとする。				
押しボタン		個			0.054					
ナイトライト		個			0.040					
人感(熱) スイッチ	壁付け	個			0.040					
	天井付け		0.090							

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
ガス漏れ検知器用 ベース	壁付け	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.040	1式	
	天井付け				0.090		
パイロット ランプ	2P15A	個			0.054		
湿度スイッチ		個			0.040		
アース端子		個			0.030		
埋込み器具組合せ 2連	片切りスイッチ 又はコンセント	個			0.081		
	片切りスイッチ 又は コンセントと 3路スイッチ				0.091		
	片切りスイッチ 又は コンセントと アース端子				0.069		
埋込み器具組合せ 3連	片切りスイッチ 又はコンセント	個			0.108		
	片切りスイッチ 又は コンセント2個と 3路スイッチ				0.118		
	片切りスイッチ 又は コンセント2個と アース端子				0.096		
引掛けシーリング ローゼット	プラグなしの場合	個			0.090		埋込み及び露出共
樹脂線び用 シーリング台	インサート又は ボックス に取り付ける場合	個			0.050		
コードハンガー	フック金物付	個			0.050		
埋込みプザー又は チャイム		個			0.080		
合成樹脂 線び用配線器具	スイッチ、コンセ ント、	個			0.070		
	アース端子、						
	ジョイントボッ クス						
住宅用分電盤	配線しゃ断器	面			0.360		
	1回路～3回路用				0.400		
	同上 4回路用		0.440				
	同上 5回路用		0.480				
	同上 6回路用		0.520				
	同上 7回路用		0.550				
	同上 8回路用		0.580				
	同上 9回路用		0.600				
	同上 10回路用		0.620				
	同上 11回路用		0.630				
	同上 12回路用		0.650				
	同上 13回路用		0.670				
	同上 14回路用		0.680				
	同上 15回路以上		0.680				
			埋込み取付け配 線用 しゃ断器	個	0.259	開閉器 2P30A より	
配線用しゃ断器 露出取付け	15A、20A	個	0.209	カットアウトスイッ チを含む。			
電力量計取付板	1個用～2個用	枚	0.150				

3編 単価

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
電力量計収容箱	1個用	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.174	1式	
	2個用				0.260		
	3個用				0.303		
電力量計	個	0.435					
サーモスタット	個	0.054					
住宅用分電盤取付台	個	0.150					
カバープレート	枚	0.020			取付枠を含む。		
自動点滅器	個	0.163					
ソーラータイマ	個	0.434					
リモコンリレー	個	0.168					
リモコントランス	個	0.168					
リモコンスイッチ	個	0.054					
リモコンセレクトスイッチ	6L	個			0.261		
	12L				0.470		
フロアプレート	カバー	個			0.087		

- 注) 1 器具の本体の取付け、結線及び試験調整とプレート、取付枠の取付け及び場内小運搬を含む。
 2 取付枠にセット納入されたワイドハンドル形スイッチ、ワイド形コンセントの場合には、本表の歩掛りの0.8倍とする。

(2) 換気扇等

表2.23.2

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考	
換気扇	20cm	台	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.200	1式		
	30cm				0.220			
	40cm				0.300			
有圧換気扇	30cm	台			0.540			
	40cm				0.580			
	50cm				0.620			
天井扇	サイクルファン	台			0.434			
換気扇フード	50W以下	個			0.090			FD付きも同じとする。
浴室換気乾燥機	ヒートポンプ式 天井設置形	台			0.250			

注) 機器等の取付け、結線及び試験調整及び場内小運搬を含む。

(3) 照明器具

1) 白熱灯

表2.23.3

細目	単位	雑材料	職種	人	その他	備考	
コードつり灯	個	1式 (機器材料費 ×0.035)	電工	0.120	1式		
パイプつり灯				0.144			
チェーンつり灯				0.144			
直付け灯				0.153			
壁付け灯				0.130			
レセブタクル				0.087			
埋込みダウンライト				0.209			
埋込みダウンライト				0.145			埋込み木わくなし。
引掛け形直付け灯及び				0.050			引掛けシーリングローゼットに 加算する。
引掛け形コードつり灯							
シャンデリア 2灯用				0.257			1灯増すごとに0.104増とする。

注) 1 器具取付け、結線、支持材取付け、絶縁抵抗試験、動作試験及び場内小運搬を含む。

2 ライティングダクトに取り付ける場合は、引掛け形直付け灯を適用する。

3編 単価

2) 蛍光灯(直管、環形)

表2.23.4

細目	規格		単位	雑材料	職種	直付け (人)	つり下げ (人)	埋込み (人)	埋込み 木枠なし (人)	その他
蛍光灯 (直管、 環形)	1灯 用	10W	個	1式 (機器材料費 ×0.035)	電工	0.113	0.139	0.174	0.121	1式
		15W、20W				0.130	0.157	0.200	0.140	
		30W				0.139	0.165	0.209	0.145	
		40W				0.209	0.252	0.313	0.219	
		110W				0.391	0.470	0.591	0.413	
	2灯 用	10W				0.139	0.165	0.209	0.145	
		20W				0.165	0.200	0.252	0.176	
		30W				0.183	0.217	0.278	0.194	
		40W				0.261	0.313	0.391	0.273	
		110W				0.478	0.574	0.722	0.504	
	3灯 用	10W				0.174	0.209	0.261	0.182	
		20W				0.209	0.252	0.313	0.219	
		40W				0.339	0.409	0.513	0.359	
		110W				0.609	0.730	0.913	0.639	
	4~6 灯用	20W				0.304	0.365	0.461	0.322	
		40W				0.443	0.530	0.670	0.468	
		100W				0.870	1.040	1.300	0.912	

- 注) 1 器具取付け、結線、支持材取付け、絶縁抵抗試験、動作試験及び場内小運搬を含む。
 2 蛍光灯器具に白熱灯が内蔵された器具であって、白熱灯用として専用の電源が供給される照明器具には、0.05人を加算する。
 3 引掛シーリングローゼットに取り付ける場合(簡易取付け等)は、直付け歩掛りの0.3倍とする。
 4 システム天井に取り付ける場合は、埋込み歩掛りの0.6倍とする。
 5 金属線ぴに取り付ける場合は、直付け歩掛りの0.8倍とする。
 6 照明制御装置を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御装置等からの信号により制御される照明器具には、0.05人/個を加算する。

3) 蛍光灯(Hf蛍光灯)

表2.23.5

細目	規格		単位	雑材料	職種	直付け	つり下げ	埋込み	埋込み	その他
						(人)	(人)	(人)	木枠なし (人)	
蛍光灯 (Hf 蛍 光灯)	16/23 W	1 灯用	個	1 式 (機器材料費 ×0.035)	電工	0.117	0.141	0.180	0.126	1 式
		2 灯用				0.149	0.180	0.227	0.158	
	32/45 W	1 灯用				0.178	0.214	0.266	0.186	
		2 灯用				0.222	0.266	0.332	0.232	
	86W	1 灯用				0.332	0.398	0.502	0.351	

- 注) 1 器具取付け、結線、支持材取付け、絶縁抵抗試験、動作試験及び場内小運搬を含む。
 2 蛍光灯器具に白熱灯が内蔵された器具であって、白熱灯用として専用の電源が供給される照明器具には、0.05人を加算する。
 3 システム天井に取り付ける場合は、埋込み歩掛りの0.6倍とする。
 4 金属線びに取り付ける場合は、直付け歩掛りの0.8倍とする。
 5 照明制御装置を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御装置等からの信号により制御される照明器具には、0.05人/個を加算する。

4) 蛍光灯(コンパクト形)

表2.23.6

細目	規格		単位	雑材料	職種	直付け	つり下げ	埋込み	埋込み	その他
						(人)	(人)	(人)	木枠なし (人)	
蛍光灯 (コンパ クト形)	3 灯用	FHP32W×3	個	1 式 (機器材料費 ×0.035)	電工	0.178	0.215	0.266	0.186	1 式
	4 灯用	FHP45W×4				0.258	0.318	0.392	0.274	
	1 灯用	FHT16W×1				0.130	0.157	0.209	0.145	
		FHT24W×1								
		FHT32W×1								
		FHT42W×1								
	2 灯用	FHT42W×2				0.150	0.188	0.240	0.168	
	3 灯用	FHT42W×3				0.176	0.231	0.282	0.197	
4 灯用	FHT42W×4	0.195	0.259	0.314	0.219					

- 注) 1 器具取付け、結線、支持材取付け、絶縁抵抗試験、動作試験及び場内小運搬を含む。
 2 蛍光灯器具に白熱灯が内蔵された器具であって、白熱灯用として専用の電源が供給される照明器具には、0.05人を加算する。
 3 システム天井に取り付ける場合は、埋込み歩掛りの0.6倍とする。
 4 金属線びに取り付ける場合は、直付け歩掛りの0.8倍とする。
 5 照明制御装置を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御装置等からの信号により制御される照明器具には、0.05人/個を加算する。

3編 単価

5) HID灯

表2.23.7

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
HID 灯	投光器 400W 以下	個	1 式 (機器材料費 ×0.02)	電工	1.430	1 式
	投光器 1000W 以下				1.740	
	直付け 250W 以下				0.304	
	直付け 400W 以下				0.348	
	直付け 1000W 以下				0.417	
	パイプペンダント 250W 以下				0.330	
	パイプペンダント 400W 以下				0.391	
	パイプペンダント 1000W 以下				0.470	
	埋込み 150W 以下				0.240	
	埋込み 250W 以下				0.357	
	埋込み 400W 以下				0.409	
灯具昇降装置	昇降装置	個	—		0.200	
	滑車				0.080	
	ワイヤ	m			0.020	

- 注) 1 器具及び安定器の取付け、結線、支持材取付け、絶縁抵抗試験、動作試験及び場内小運搬を含む。
 2 システム天井に取り付ける場合は、埋込みの歩掛りの0.6倍とする。
 3 金属線ぴに取り付ける場合は、直付け歩掛りの0.8倍とする。

6) 誘導灯

表2.23.8

細目	規格	単位	雑材料	職種	(人)	その他
誘導灯	C	個	1 式 (機器材料費 ×0.035)	電工	0.174	1 式
	BL、BH				0.200	
	A				0.313	

- 注) 1 消防関係法令による避難口誘導灯及び通路誘導灯とする。
 2 Cは避難口C級及び通路C級とする。
 3 BLは避難口B級・BL形及び通路B級・BL形とする。
 4 BHは避難口B級・BH形及び通路B級・BH形とする。
 5 Aは避難口A級及び通路A級とする。
 6 点滅形は、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。
 7 点滅式誘導音付加形は、電工の歩掛りに0.1人/個を加算する。

(4) 開閉器、配分電盤等

1) 開閉器、配分電盤

表2.23.9

細目	規格		単位	雑材料	職種	MCCB (人)	KS (人)	その他					
	開閉器(極数・定格電流)												
開閉器、 配分電盤	1P	30A	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.211	0.263	1式					
		60A (60)				0.302	0.377						
	2P	30A				0.264	0.330						
		60A (60)				0.380	0.475						
		100A				0.526	0.657						
		225A (200)				0.741	0.926						
		400A (300)				0.894	1.120						
	3P	30A				0.387	0.483						
		60A (60)				0.558	0.698						
		100A				0.708	0.885						
		225A (200)				1.040	1.300						
		400A (300)				1.260	1.580						
	4P	30A (200)				0.503	—						
		60A (60)				0.725	—						
		100A				0.920	—						
		225A (200)				1.350	—						
		400A (300)				1.640	—						
	協約形 1極 30A					個					0.200	—	
	小形サイズ 2P30A					個					0.190	—	

注) 1 据付け、結線、回路表示、絶縁試験及び場内小運搬を含む。

2 電磁開閉器はKSを適用する。

3 開閉器、配分電盤の歩掛りは盤毎に算出する。

4 算出人員が3人未満の場合は、実数人員として、3人以上の場合は下表により修正する。

5 ()内の数値はKSとする。

算出人員	適用人員	算出人員	適用人員
3人以上～4人未満	3	16人以上～19人未満	12
4人以上～5人未満	4	19人以上～22人未満	15
5人以上～6人未満	5	22人以上～26人未満	18
6人以上～7人未満	6	26人以上～30人未満	21
7人以上～8.5人未満	7	30人以上～35人未満	24
8.5人以上～10人未満	8	35人以上～41人未満	28
10人以上～13人未満	10	41人以上～48人未満	33
13人以上～16人未満	11		

3編 単価

2) 集合計器盤

表2.23.10

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
集合計器盤	3 回路	面	1 式 (機器材料費 ×0.02)	電工	2.5	1 式
	5 回路				3.0	
	7 回路				3.5	
	9 回路				4.0	
	11 回路				4.5	
	13 回路				5.0	
	16 回路				6.0	

注) 1 据付け及び場内小運搬を含む。

2 電力量計取付けは、含まない。

2項 屋外灯設備工事

(1) 建柱等

表2.23.11

細目	規格	単位	雑材料	職 種			その他	備 考
				電 工 (人)	普 通 作業員 (人)	特 殊 作業員 (人)		
建 柱	コンクリート柱	本	1式 (機器材料費 ×0.02)	0.620	0.540	—	1式	人力施工
	鋼管柱 6m 以下			0.520	0.200	—		
	鋼管柱 8m 以下			0.680	0.280	—		
	鋼管柱 8m 超過			0.300	0.300	0.240		機械施工。 なお、機械 運転経費は 別途計上す る。
250W 以下	0.300	—		—	器具内蔵の ものは、計 上しない。			
安定器	300W 以下	0.400		—		—		
	400W 以下	0.500		—		—		
	700W 以下	0.600	—	—				
アプローチ灯 (地上高2m以下)	白熱灯又は蛍光灯	個		0.580	—	—		
	HID 灯			0.670	—	—		
案内板・掲示板		基		1.180	0.240	—		
屋外灯番号プレート		枚		0.020				

注) 建柱において、ベース型は、本表の歩掛りの0.8倍とする。

3編 単価

(2) 外灯器具

表2.23.12

細目	規 格	単位	雑材料	職種	人力施工		機械施工		その他	
					柱上 (人)	共架(ア ーム共) (人)	柱上 (人)	共架(ア ーム共) (人)		
蛍光灯	20W×1	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.250	0.320	—	—	1式	
	20W×2				0.310	0.400	—	—		
	15W×3				0.470	—	—	—		
HID 灯	40W×1	個			電工	0.310	0.400	—		—
	40W×2					0.356	0.460	—		—
	100W×1					0.360	0.470	0.300		0.300
	100W×2					0.414	0.540	0.345		0.345
	400W 以下×1					0.500	0.650	0.300		0.390
	400W 以下×2					0.575	0.747	0.345		0.448
	700W 以下×1					—	—	0.300		0.390
	700W 以下×2		—	—		0.345	0.448			

注) 1 器具の取付け、結線、絶縁抵抗試験、動作試験及び場内小運搬を含む。

2 HID灯の本表以外の多灯形器具の取付け歩掛りは、次式による。

最大歩掛り + {その他の歩掛り×0.15}

3 地上高6.5mを超える部分(柱上、共架)に取り付ける場合は、機械施工とし、上記の他機械運
転経費を別途計上する。

3項 屋外配線設備工事

(1) 架空配線工事

1) 電柱

ア. 人力

表2.23.13

細目	規格	雑材料	単位	職 種		その他
				電 工 (人)	普通作業 員(人)	
コンクリート柱	8 m	1式 (機器材料費 ×0.02)	本	1.74	0.957	1式
	9 m			2.17	1.04	
	10 m			2.61	1.04	
	11 m			3.04	1.22	
	12 m			3.48	1.74	
	13 m			3.91	1.91	
	14 m			4.35	2.09	
15 m	4.78		2.43			
パンザーマスト	8 m		0.87	0.487		
	9 m		1.08	0.52		
	10 m		1.30	0.52		
	11 m		1.52	0.61		
	12 m		1.74	0.87		
	13 m		1.95	0.95		
	14 m		2.17	1.04		
15 m	2.39		1.21			
鋼 管 柱	6 m 以下		1.00	0.40		
	7 m 以下		1.30	0.50		
	8 m 以下		1.60	0.70		
	9 m 以下		2.06	0.85		
	10 m 以下		2.52	1.04		

注) 建柱、根切り、埋戻し及び根かせ取付けを含む。

3編 単価

イ. 建柱車利用

表2.23.14

細目	規格	雑材料	単位	職種		その他
				電工 (人)	普通作業 員(人)	
コンクリート柱	8 m	1式 (機器材料費 ×0.02)	本	0.348	0.130	1式
	9 m			0.348	0.130	
	10 m			0.435	0.157	
	11 m			0.435	0.157	
	12 m			0.435	0.157	
	13 m			0.521	0.174	
	14 m			0.521	0.174	
	15 m			0.521	0.174	
鋼管柱	6 m以下		本	0.200	0.054	
	7 m以下			0.260	0.068	
	8 m以下			0.320	0.095	
	9 m以下			0.330	0.106	
	10 m以下			0.418	0.157	

注) 1 建柱車の使用については、現地状況を十分検討の上、その適否を決定する。

2 建柱車の損料は、「建設機械等損料算定表」により別途計上する。

2) 腕金

表2.23.15

細目	規格	雑材料	単位	職種	人	その他
腕金	900mm	1式 (機器材料費 ×0.02)	本	電工	0.130	1式
	1,200mm				0.174	
	1,500mm				0.209	
	1,800mm				0.270	
	2,700mm				0.461	

注) アームタイ、がいしを含む。

3) 支線

表2.23.16

細目	規格	雑材料	単位	職 種		その他
				電 工 (人)	普通作業 員(人)	
支 線	22mm ² ～ 30mm ²	1 式 (機器材料費 ×0.03)	箇所	0.548	0.235	1 式
	38mm ² ～ 45mm ²			0.670	0.261	
	55mm ² ～ 70mm ²			0.757	0.296	
	90mm ² ～ 110mm ²			0.843	0.339	
	135mm ²			1.070	0.461	

- 注) 1 支線ブロック取付けを含む。
2 Y支線は1.5倍、水平支線は0.5倍した値とする。

4) 架線

表2.23.17

細目	規格	補給率	雑材料	単位	職 種		その他
					電 工 (人)	普通作 業員 (人)	
架 線 (屋外用ビニル 絶縁電線)	2.6mm	0.05	1 式 (配線材料費 ×0.03)	径間・条	0.113	0.061	1 式
	3.2mm				0.130	0.070	
	4.0mm				0.209	0.104	
	22 mm ²				0.287	0.149	
	30 mm ²				0.348	0.174	
	38 mm ²				0.391	0.191	
	50 mm ²				0.443	0.226	
	60 mm ²				0.487	0.243	
	80 mm ²				0.565	0.287	
	100 mm ²				0.626	0.313	
	125 mm ²				0.704	0.348	
150 mm ²	0.765	0.383					

- 注) 1 径間20～40mで被覆銅線をがいしにバインドした場合は示す。
2 架設、接続及び場内小運搬を含む。
3 がいし取付けを含む。

3編 単価

5) 引込線(DV線)

表2.23.18

細目	規格	補給率	雑材料	単位	職種		その他
					電工(人)	普通作業員(人)	
引込線 (DV線)	2心平形 2.0mm	0.05	1式 (配線材料費 ×0.03)	径間・条	0.122	0.070	1式
	2心平形 2.6mm				0.148	0.087	
	2心平形 3.2mm				0.183	0.104	
	2個より 8 mm ²				0.183	0.104	
	2個より 14 mm ²				0.252	0.139	
	2個より 22 mm ²				0.339	0.191	
	2個より 30 mm ²				0.409	0.235	
	2個より 38 mm ²				0.478	0.270	
	2個より 50 mm ²				0.574	0.322	
	2個より 60 mm ²				0.643	0.365	
	3個より 8 mm ²				0.235	0.130	
	3個より 14 mm ²				0.330	0.183	
	3個より 22 mm ²				0.435	0.243	
	3個より 30 mm ²				0.539	0.304	
	3個より 38 mm ²				0.626	0.357	
	3個より 50 mm ²				0.748	0.417	
	3個より 60 mm ²				0.835	0.470	

注) 架設、接続及び場内小運搬を含む。

6) 開閉器その他(柱上取付け)

表2.23.19

細目	規格	雑材料	単位	職種		その他
				電工(人)	普通作業員(人)	
高圧負荷開閉器	3P 100A	1式 (機器材料費 ×0.02)	個	0.966	0.483	1式
	3P 200A			1.15	0.576	
	3P 300A			1.28	0.644	
	3P 400A			1.32	0.661	
高圧負荷開閉器 (地絡継電器付)	3P 100A		個	1.11	0.555	
	3P 200A			1.32	0.662	
	3P 300A			1.48	0.740	
	3P 400A			1.52	0.760	
高圧カットアウト	50A		個	0.22	-	
	100A			0.24		
避雷器			個	0.22		

(2) 地中管路工事

1) 共通事項

管内の導通調べ、清掃、場内小運搬を含む。但し、根切り、埋戻しなどの土工事は含まない。

2) 配管用炭素鋼管

表2. 23. 20

細目	規格	補給率	付属品	単位	雑材料	職種	人	その他
配管用 炭素鋼管	25A	0.02	1式 (管材料費 ×0.15)	m	1式 ((管材料費 +付属品費) ×0.02)	電工	0.070	1式
	32A						0.087	
	40A						0.096	
	50A						0.113	
	65A						0.139	
	80A						0.183	
	100A						0.243	
	125A						0.287	
	150A						0.348	

3) 硬質ビニル電線管(VE、HIVE)

表2. 23. 21

細目	規格	補給率	付属品	単位	雑材料	職種	人	その他
硬質ビニル 電線管	16	0.02	1式 (管材料費 ×0.15)	m	1式 ((管材料費 +付属品費) ×0.02)	電工	0.030	1式
	22						0.037	
	28						0.044	
	36						0.060	
	42						0.075	
	54						0.091	
	70						0.113	
	82						0.135	
	92						0.150	
	104						0.169	

3編 単価

4) 波付硬質合成樹脂管(FEP)

表2. 23. 22

細目	規格	補給率	付属品	単位	雑材料	職種	人	その他
波付硬質 合成樹脂管	30	0.02	1式 (管材料費 ×0.04)	m	1式 ((管材料費 +付属品費) ×0.01)	電工	0.026	1式
	40						0.031	
	50						0.035	
	65						0.040	
	80						0.045	
	100						0.060	
	125						0.066	
	150						0.072	
	200						0.105	

5) ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLL、GLT)

表2. 23. 23

細目	規格	補給率	付属品	単位	雑材料	職種	人	その他
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	16	0.02	1式 (管材料費 ×0.15)	m	1式 ((管材料費 +付属品費) ×0.02)	電工	0.042	1式
	22						0.056	
	28						0.072	
	36						0.086	
	42						0.119	
	54						0.160	
	70						0.186	
	82						0.226	
	92						0.252	
	104						0.281	

6) コンクリートトラフ

表2. 23. 24

細目	規格	単位	職種	雑材料	人	その他
直線形	幅 70mm	m	電工	1式 (機器材料費 ×0.02)	0.080	1式
	120mm				0.128	
	150mm				0.157	
	200mm				0.183	
	250mm				0.209	
	300mm				0.226	
	400mm				0.243	
分岐形	幅 70mm	箇所			0.040	
	120mm				0.064	
	150mm				0.078	
	200mm				0.091	
	250mm				0.117	
	300mm				0.135	
	400mm				0.170	

注) 砂の充填を含む。

7) 防水铸铁管

表2. 23. 25

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
防水铸铁管	WI-75	カ所	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.261	1式
	WI-100				0.348	
	WI-130				0.348	
	WI-150				0.443	
	WI-200				0.443	
	WI-250				0.530	
	WI-300				0.530	

8) ヒューム管等

表2. 23. 26

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
ヒューム管 (B形)	100 (100×2,000)	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.08	1式
	125 (125×2,000)				0.10	
	150 (150×2,000)				0.12	
	200 (200×2,000)				0.15	
	250 (250×2,000)				0.21	
	300 (300×2,000)				0.27	
	350 (350×2,000)				0.32	

注) 規格の()内は、内径×長さを示す。

3編 単価

9) 既製品ハンドホール等

表2.23.27

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他						
電力用 ハンドホール	900× 900× 900	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	普通 作業員	2.4	1式						
	900× 900×1,500				3.1							
	1,500×1,500×1,700				5.7							
電話用 ハンドホール	1号 650× 250× 650	個			1式 (機器材料費 ×0.02)		普通 作業員	1.1	1式			
	2号 800× 400× 650							1.2				
	3号 1,200× 600× 900							2.4				
電話用 マンホール	直線形 1号 1,500×1,000×1,440	個						1式 (機器材料費 ×0.02)		普通 作業員	6.7	1式

注) 1.ケーブル支持物の取付けを含む。
2.規格は、「内のり寸法長さ×幅×深さ」を示す。

10) 地中埋設標、埋設標識シート

表2.23.28

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
地中埋設標	コンクリート製	-	個	-	電工	0.200	1式	
	鋼製					0.020		ビヨウ形
埋設標識シート	地中線路	0.05	m			0.004		

11) スパイラル型枠

表2.23.29

細目	規格		単位	雑材料	職種	人	その他
	内径(mm)	厚さ(mm)					
スパイラル型枠	400φ	0.5t 以上	m	1式 (材料価格 ×0.02)	普通作業員	0.032	1式
	500φ	0.5t 以上				0.040	
	600φ	0.6t 以上				0.056	
	700φ	0.6t 以上				0.068	

4項 動力設備工事

(1) 制御盤

表2.23.30

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
制御盤	負荷 2.2kW 以下	回路	1式 (機器材料費 ×0.01)	電工	1.59	1式
	負荷 3.7kW 以下				1.77	
	負荷 5.5kW 以下				1.86	
	負荷 7.5kW 以下				1.95	
	負荷 11 kW 以下				2.12	
	負荷 15 kW 以下				2.30	
	負荷 22 kW 以下				2.57	
	負荷 30 kW 以下				2.92	
	負荷 37 kW 以下				3.10	
	負荷 45 kW 以下				3.19	
	負荷 55 kW 以下				3.27	

- 注) 1 据付け、結線、試験調整及び場内小運搬を含み、盤ごとに算定する。
 2 同一回路の自動交互運転等の歩掛りは1.5倍とする。
 3 制御盤の歩掛りは盤毎に算出する。
 4 算出人員が3人未満の場合は、実数人員とする。3人以上の場合は、下表により修正する。

表2.23.31 修正表(制御盤)

算出人員	適用人員	算出人員	適用人員	算出人員	適用人員
3.0人以上～ 3.5人未満	3	10.0人以上～11.5人未満	9	24.0人以上～40.0人未満	0.6倍
3.5人以上～ 4.5人未満	4	11.5人以上～13.0人未満	10	40.0人以上～44.0人未満	24
4.5人以上～ 5.5人未満	5	13.0人以上～15.0人未満	11	44.0人以上～69.0人未満	0.55倍
5.5人以上～ 7.0人未満	6	15.0人以上～17.0人未満	12	69.0人以上～76.0人未満	38
7.0人以上～ 8.5人未満	7	17.0人以上～19.0人未満	13	76.0人以上	0.5倍
8.5人以上～10.0人未満	8	19.0人以上～24.0人未満	14		

3編 単価

(2) 電動機その他

表2.23.32

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考			
電動機結線	3.7kW以下	台	—	電工	0.15	1式				
	5.5～7.5kW				0.23					
	11～25kW				0.31					
	30kW以上				0.39					
低圧コンデンサ		台			0.26					
水位電極	2P	組	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.23					
	3P				0.32					
	4P				0.40					
	5P				0.49					
	6P				0.58					
	7P				0.66					
フロートスイッチ		個							0.10	
水銀レベルスイッチ		個							0.28	
2極式電極		個							0.28	
電極保護カバー		個					0.33			
警報盤	1窓用	面					0.50		2窓以上の 場合には1 窓用歩掛 りに加算	
	2窓以上	窓					0.07			
自動通報装置		面					1.56			
	警報点数	点数					0.10			

注) 1 電動機結線以外の歩掛りには、取付け及び場内小運搬を含む。

2 警報盤、自動通報装置には、試験調整を含む。

(3) 市場単価

1) 適用条件及び留意事項

イ. 電動機その他接続材に適用する。

ロ. 電動機への接続(金属製可とう電線管)に適用する。なお、支持材、耐震支持材及び塗装は別途計上する。

2) 細目工種

細目	摘要	単位
電動機その他接続材	金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆なし	カ所
電動機その他接続材	金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり	カ所
電動機その他接続材	金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり(防水)	カ所

24節 受変電設備工事

(1) 共通事項

- 1) 接続、回路表示及び調整を含む。
- 2) 接地抵抗試験、絶縁抵抗試験、絶縁耐力試験、総合動作試験、過電流継電器動作試験及び接地継電器動作試験を含む。
- 3) 電線、銅帯、銅棒の歩掛りには、がいし及びクランプ取付けを含む。

(2) 受配電盤

表2. 24. 1

細目	規格	単位	雑材料	職 種		その他
				電 工 (人)	普通 作業員 (人)	
開放垂直形 受配電盤	しゃ断容量 7.2kV 4.0kA	面	1式 (機器材料費 ×0.002)	4.16	1.68	1式
	7.2kV 8.0kA			5.04	2.04	
開放垂直形 低圧盤	盤幅 800 以下			2.65	2.12	
	盤幅 800 超過			3.54	2.65	
閉鎖形 受配電盤	しゃ断容量 7.2kV 8.0kA			4.78	1.86	
	7.2kV 12.5kA			5.40	2.21	
閉鎖形 低圧盤	盤幅 800 以下			3.98	2.12	
	盤幅 800 超過			5.31	2.65	

- 注) 1 取付け、据付け、結線及び試験調整を含む。
- 2 2断積（しゃ断器）の場合、各歩掛りを0.4倍し、加算する。
 - 3 遠方操作の場合、電工歩掛りのみ1.2倍とする。
 - 4 変圧器盤は、低圧盤の歩掛りを適用する。ただし、変圧器は含まない。
 - 5 機器搬入費は22節による。

3編 単価

(3) 変圧器、高圧コンデンサ

表2.24.2

細目	規格	単位	雑材料	職 種		その他	備 考
				電 工 (人)	普 通 作業員 (人)		
変 圧 器 (6kV/3kV)	単相 7.5 kVA 以下	台	1 式 (機器材料費 ×0.002)	0.400	0.400	1 式	
	単相 10 kVA			0.460	0.460		
	単相 20 kVA			0.779	0.779		
	単相 30 kVA			0.823	0.823		
	単相 50 kVA			0.973	0.973		
	単相 75 kVA			1.600	1.600		
	単相 100 kVA			1.710	1.710		
	単相 150 kVA			2.120	2.500		
	単相 200 kVA			2.250	2.650		
	単相 250 kVA			2.590	2.980		
	単相 300 kVA			2.900	3.370		
	単相 400 kVA			3.410	4.290		
	単相 500 kVA			3.810	4.680		
	三相 10 kVA			0.584	0.584		
	三相 20 kVA			0.947	0.947		
	三相 30 kVA			1.040	1.040		
	三相 50 kVA			1.220	1.220		
	三相 75 kVA			1.810	1.810		
	三相 100 kVA			2.010	2.010		
	三相 150 kVA			2.470	2.840		
	三相 200 kVA			2.740	3.150		
	三相 250 kVA			3.090	3.580		
三相 300 kVA	3.550	3.950					
三相 400 kVA	3.890	4.790					
三相 500 kVA	4.370	5.250					
連 絡 用 器 変 圧 器	10 kVA	台		0.584	0.379	400/ 100-200V	
	20 kVA			0.947	0.615		
	30 kVA			1.040	0.676		
	50 kVA			1.220	0.793		
コンデンサ (6kV/3kV)	三相 10 kvar	台		0.248	0.248		
	三相 15 kvar			0.301	0.301		
	三相 20 kvar			0.442	0.442		
	三相 25 kvar			0.558	0.558		
	三相 30 kvar			0.575	0.575		
	三相 50 kvar			0.655	0.655		
	三相 75 kvar			1.130	1.130		
	三相 100 kvar			1.260	1.260		
	三相 150 kvar			1.590	1.590		
三相 200 kvar	1.780	1.780					
直 列 リアクトル (6kV/3kV)	三相 SC 50 kvar 用	台		0.629	0.629		
	三相 SC 75 kvar 用			0.682	0.682		
	三相 SC 100 kvar 用			0.823	0.823		
	三相 SC 150 kvar 用			0.911	0.911		
	三相 SC 200 kvar 用			0.973	0.973		

- 注) 1 開放形及び閉鎖形の電気室及び箱内に収容する場合に適用する。
 2 変圧器は、油入り又は乾式(箱も含む。)の場合に適用する。
 3 コンデンサには、放電コイルの取付けを含むものとする。
 4 機器搬入費は22節による。

(4) 開閉器その他

表2.24.3

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
高圧負荷開閉器	3P 100A	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.690	1式
	3P 200A				0.823	
	3P 300A				0.920	
高圧負荷開閉器 (地絡継電器付)	3P 100A	個			0.794	
	3P 200A				0.946	
	3P 300A				1.050	
断 路 器	単極単投 100A	個			0.275	
	単極単投 200A				0.412	
	単極単投 400A				0.530	
	3極単投 100A				0.549	
	3極単投 200A				0.823	
	3極単投 400A				1.060	
高圧カットアウト	50A	個			0.159	
電力ヒューズ		個	0.250			
計器用変圧器		個	0.168			
変流器		個	0.168			
変成器箱		個	0.681			
組合せ計器箱		個	0.478			
避雷器		個	0.159			

注) 柱上取付けの場合には、適用しない。

3編 単価

(5) 工事材料

表2.24.4

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
銅 帯	(3×25)×1	—	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.088	1式
	(3×25)×2					0.176	
	(3×50)×1					0.137	
	(3×50)×2					0.274	
	(6×50)×1					0.239	
	(6×50)×2					0.478	
	(6×75)×1					0.274	
	(6×75)×2					0.548	
	(6×100)×1					0.407	
	(6×100)×2					0.814	
銅 棒	4mmφ	—	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.097	1式
	5mmφ					0.097	
	6mmφ					0.097	
	7mmφ					0.097	
	8mmφ					0.097	
	9mmφ					0.097	
	10mmφ					0.124	
	11mmφ					0.124	
	12mmφ					0.124	
	0.036					0.036	
電 線	8mm ² 以下	0.1	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.042	1式
	14mm ² 以下					0.042	
	22mm ² 以下					0.042	
	30mm ² 以下					0.042	
	38mm ² 以下					0.063	
	50mm ² 以下					0.063	
	60mm ² 以下					0.082	
	80mm ² 以下					0.082	
	100mm ² 以下					0.082	
	125mm ² 以下					0.14	
	150mm ² 以下					0.14	
	200mm ² 以下					0.14	
	250mm ² 以下					0.14	
フレームパイプ	32A	0.2	m			0.15	
盤 外 機 器 取 付 金 物	平鋼 3t×25~50mm	0.1	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.168	1式
	平鋼 6t×50mm以下					0.195	
	L形鋼板 3t×30~50mm					0.177	
	L形鋼板 6t×50mm以下					0.195	
保護金網		—	m ²			0.177	

注) 1 電線、銅帯、銅棒の歩掛りは、がいし及びクランプ取付けを含む。ただし、がいしは、設計図書による。

2 フレームパイプには、加工組立を含み、組立金具として、パイプ価格の30%を計上する。

3 盤取付けのチャンネルベースは、原則として、盤に含む。

4 保護金網には加工を含まない。

(6) 自家用電気工作物説明板等

表2.24.5

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	備考
図板 掲示板等	800×1,200以下 吊り下げ式	板	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.05	
	800×1,200以下 ボルト止め式				0.10	
表示板	ビス止め式	板			0.02	

25節 電力貯蔵設備工事

(1) 電力貯蔵装置

表2.25.1

細目	規格	単位	雑材料	職種		その他
				電工 (人)	普通作業員 (人)	
架台式蓄電池	100Ah以下	組	1式 (機器材料費 ×0.002)	5.04	1.50	1式
	200Ah以下			7.61	2.30	
	300Ah以下			10.50	3.19	
整流装置	別置形	組		2.83	1.41	
キュービクル式	30Ah以下	面		1.59	1.24	
	50Ah以下			2.39	1.59	
	80Ah以下			3.19	2.12	
	100Ah以下		3.98	2.83		
	200Ah以下		4.78	3.63		
	300Ah以下		5.31	3.89		

注) 1 据付け、結線、試験調整を含む。

2 受変電設備の操作用及び非常照明等の電源装置等に適用する。また、アルカリ及び鉛電池に適用する。

3 架台式の場合は、架台を含む。

4 キュービクル式の場合は、整流器及び蓄電池を含む。

5 機器搬入費は22節による。

26節 発電設備工事

(1) 太陽光発電設備

表2.26.1

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
太陽電池モジュール	縦+横 600mm 以下	枚	-	電工	0.050	1式
	縦+横 900mm 以下				0.060	
	縦+横 1,200mm 以下				0.090	
	縦+横 1,500mm 以下				0.120	
	縦+横 1,500mm 超過				0.150	
接 続 箱	分岐回路数 1~3	面	1式 (機器材料費 ×0.02)		0.360	
	分岐回路数 4				0.400	
	分岐回路数 5				0.440	
	分岐回路数 6				0.480	
	分岐回路数 7				0.520	
	分岐回路数 8			0.550		
	分岐回路数 9			0.580		
	分岐回路数 10以上			0.600		
パワーコンディショナ	3 kW 以下	面		0.450		
	4 kW 以下			0.500		
	5 kW 以下			0.550		

- 注) 1 取付け、結線、調整試験及び場内小運搬を含む。
 2 太陽電池モジュールの歩掛りには、架台の取付けは含まない。
 3 太陽電池モジュールの建材一体形は除く。

27節 情報設備工事

1項 電話設備工事

(1) 端子箱その他

表2.27.1

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他			
保安器箱	5 対	面	1 式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.18	1 式			
	10 対				0.35				
	20 対				0.47				
	30 対				0.57				
端子箱	10 対	面			1 式 (機器材料費 ×0.02)		電工	0.16	1 式
	20 対							0.21	
	30 対							0.27	
	40 対							0.31	
	60 対							0.38	
	80 対							0.46	
	100 対							0.53	
	150 対							0.62	
	200 対							0.81	
	250 対		0.91						
木板	(たて+よこ) 寸法 300 以下	枚	1 式 (機器材料費 ×0.02)	電工		1.04		1 式	
	(たて+よこ) 寸法 600 以下					1.40			
	(たて+よこ) 寸法 900 以下					1.94			
	(たて+よこ) 寸法 1,200 以下				0.02				
	(たて+よこ) 寸法 1,500 以下				0.07				
	(たて+よこ) 寸法 1,800 以下				0.13				
	(たて+よこ) 寸法 2,100 以下				0.21				
	(たて+よこ) 寸法 2,400 以下				0.31				
	(たて+よこ) 寸法 2,700 以下				0.43				
	(たて+よこ) 寸法 3,000 以下				0.56				
鳩目プレート	個	1 式 (機器材料費 ×0.02)			電工	0.70	1 式		
ローテンション	個					0.85			
						1.02			
			0.02						
			0.07						

注) 1 箱の取付け及び場内小運搬のみであり、端子板取付け及びケーブル端子接続は別途計上する。

2 保安器箱には、保安器の取付けを含まない。

3 木板は、コンクリート面に取り付ける場合を示し、木部へ取り付ける場合は、本表の歩掛りを0.75倍する。

3編 単価

(2) 端子板

表2.27.2

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
端子板	1 (10P)	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.123	1式
	2 (20P)				0.178	
	3 (30P)				0.220	
	4 (40P)				0.256	
	5 (50P)				0.288	
	6 (60P)				0.317	
	7 (70P)				0.344	
	8 (80P)				0.369	
	9 (90P)				0.393	
	10 (100P)				0.415	
	11 (110P)				0.436	
	12 (120P)				0.457	
	13 (130P)				0.477	
	14 (140P)				0.495	
	15 (150P)				0.514	
	16 (160P)				0.532	
	17 (170P)				0.549	
	18 (180P)				0.566	
	19 (190P)				0.582	
	20 (200P)				0.598	
	21 (210P)				0.613	
	22 (220P)				0.629	
	23 (230P)				0.643	
	24 (240P)				0.658	
	25 (250P)				0.672	
	26 (260P)				0.686	
	27 (270P)				0.700	
	28 (280P)				0.714	
	29 (290P)				0.727	
	30 (300P)				0.740	

注) 10P端子板に適用し、箱又は木板等への取付け、線番表示等及び場内小運搬を含む。

2項 テレビ・FM共同受信設備工事

(1) 共通事項

- 1) 接続、回路表示及び場内小運搬を含む。
- 2) 機器の取付けは、F型接栓接続を含む。ただし、フィッティング型接栓を使用する場合は、0.05人/個増しとする。

(2) 親アンテナ組立取付け

表2.27.3

細目	規 格		単位	雑材料	職種	人	その他	
親アンテナ組立取付け	VHF	一般形	全帯域	組	1式 (機器材料費 ×0.02)	1.20	1式	
			ローチャンネル					0.80
			ハイチャンネル					1.00
		位相調整形 (可変指向性形)	全帯域	組		1.30		
			ローチャンネル			1.50		
			ハイチャンネル			1.90		
	UHF		組	0.90				
	F M		組	0.70				
	衛星 アンテナ	1,200 φ		組		1.20		
		900 φ (1,000 φ)				0.90		
750 φ		0.85						

注) 上記歩掛りは当該アンテナを単独(1段)に設置した場合を示し、組合せ(多段)で設置する場合は下表により補正した歩掛りの合計とする。

区 分	補正係数
最も基本歩掛りの 大きなアンテナ	1
その他のアンテナ	0.8

3編 単価

(3) 機器取付けその他

表2.27.4

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
アンテナマスト取付け	建物上・塔屋壁	基	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	1.41	1式	プレートの取付けを含む。
	建物外壁				1.94		
分配器	75Ω-75Ω 2分配	個			0.186		
	75Ω-75Ω 4分配				0.239		
	75Ω-75Ω 6分配				0.292		
	75Ω-75Ω 8分配				0.345		
分岐器	75Ω-75Ω 1分岐	個			0.186		
	75Ω-75Ω 2分岐				0.212		
	75Ω-75Ω 4分岐				0.265		
混合器	個	0.230					
直列ユニット	中間	個			0.150		
	端末				0.133		
テレビ端子	個	0.130					
ブースタ	個	1.00					
増幅器	チャンネル増幅器	台			2.00		
機器収容箱	250×250×100	個			0.13		
	250×400×100				0.19		
	350×550×100				0.31		
	350×550×150				0.33		
	400×550×150				0.36		
	400×750×150				0.48		
	400×850×150				0.55		
	550×650×150				0.52		
	550×850×150				0.66		
	650×900×150				0.77		
800×950×150	0.93						
レベル調整器	台	1.00					
位相調整器(取付けのみ)	台	0.22					
位相調整器調整	調整チャンネル数 1~3	台	0.60				
	調整チャンネル数 4~5		0.80				
	調整チャンネル数 6以上		1.00				
前置増幅器	取付け・調整共	台	0.80				
チャンネルトラップ	個	0.19					
アウトレット端子調整 (調整・受像テスト・電測) UHF・VHF・BS・ 110度CS・FMとも	映像チャンネル数 1~3	系統	0.08n				
	映像チャンネル数 4~6		0.09n				
	映像チャンネル数 7~9		0.10n				
	映像チャンネル数 10~12		0.11n				
	映像チャンネル数 13~15		0.12n				
映像チャンネル数 16チャンネル以上	0.13n						
アンテナ調整 (調整及び電測)	チャンネル数 1~3	系統	3.00				
	チャンネル数 4~5		4.00				
	チャンネル数 6~8		5.00				
	チャンネル数 9チャンネル以上		6.00				
	衛星アンテナ		3.00				
支線	1.2mm×7本より	本	0.20				

注) アウトレット端子調整のnは、分岐分配方式の場合、住戸数とする。

3項 インターホン設備工事

表2.27.5

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
親機	2局用	台	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.195	1式
	3局用				0.292	
	5局用				0.496	
	6局用				0.593	
	10局用				1.000	
	12局用				1.100	
	20局用				1.500	
	24局用				1.700	
	30局用				2.000	
室内用子機		台			0.115	
出入口子機		台			0.070	

注) 取付け、接続、系統表示、試験調整及び場内小運搬を含む。

4項 住宅情報設備工事

表2.27.6

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
インターホン		台	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.115	1式	多機能情報盤を含む。
電話機能付 インターホン		台			0.182		電話機能付多機能 情報盤を含む。
分離形ユニット	セキュリティ機能 ユニット	台			0.120		本体に外付けする 場合に加算し、本 体内蔵の場合に は、それぞれを0.5 倍し、加算する。
	モニタユニット				0.120		
	自動通報ユニット				0.120		
	コントロール操作 ユニット				0.120		
玄関子機	カメラ付も含む	台			0.070		戸外表示器機能付 も同じ
HA用リレー制御盤	集中制御形	台			0.12+ 0.027N		N:コントロール数
電話用 コンセント	モジュージャック	台			0.054		電話コンセント及 び情報用コンセ ント等を埋込み配 線器具に連用で使 用する場合は、 2連、3連…、n連 のものについては 歩掛り数値の大き いものの歩掛り (A)に、2連、3 連…、n連目の歩 掛り合計(B)の 50%を加えること とする。 (A+B/2)による。
情報用 コンセント	モジュージャック	台			0.054		
防犯センサ	窓センサ	台			0.040		
風呂センサ	本体及び感知部分	組			0.040		
トイレコール	押釦式	個			0.040		
バスコール	押釦式	個			0.040		
緊急コール		個	0.040				
補助音響装置		個	0.040				

注) 接続、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。

5項 インターホンオートドアロック設備工事

表2.27.7

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
集合玄関機	カメラ内蔵含む	面	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	1.00	1式	
制御装置	通話・映像共	面			0.50		
	非接触キー				0.50		
監視盤	管理室用	個			0.50		
映像用分配器		個			0.099		
開鍵鈕		個			0.040		
非常開鍵鈕		個	0.040				
試験調整	標準	箇所	—	0.027	0.030	対象戸数分 を計上する。	
	テレビカメラ付						

注) 取付け、接続、系統表示及び場内小運搬を含む。

6項 拡声設備工事

表2.27.8

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
スピーカ	壁掛け	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.097	1式
	天井埋込み				0.195	
	天井つり下げ				0.195	
	天井直付け				0.159	
	ホーン形				0.159	
増幅器	卓上形 30W以下	台			0.965	
	据置形 60W以下				1.510	
	据置形 120W以下				2.870	
	据置形 240W以下				4.030	
アッテネータ		個			0.053	
ワイヤレスアンテナ	VHF	個	0.500			
	UHF		0.350			

- 注) 1 据付け、接続、試験調整及び場内小運搬を含む。
 2 システム天井に取り付ける場合は0.8倍とする。
 3 非常放送設備についても適用する。

7項 防犯カメラ設備工事

表2.27.9

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考				
カ メ ラ	固定レンズ付	台	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.900	1式	ドーム形含む。				
	同上ハウジング付						1.290				
	電動ズーム付						1.450	ドーム形含む。			
	同上ハウジング付						1.760				
カメラ取付台		個							0.350		
回転台		個							0.340		
モニタ		個							0.930		
切替スイッチ盤		個							1.41		
リモートコントロール		個			1.02						

注) 1 取付け、接続、試験調整及び場内小運搬を含む。

2 カメラ、モニタ等を同一場所に設置する場合には、2台目以降は、0.7倍する。

3 システム天井に取り付ける場合には、0.8倍する。

8項 緊急通報設備工事

表2.27.10

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
ガス検知器	都市ガス用 天井付け AC100V 移報接点付	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.133	1式	
ガス検知器	LPガス用 壁付け AC100V 移報接点付	個			0.133		
不在リセット装置		個			0.054		
戸外表示灯		個			0.124		
室内警報ブザー 及び復旧押釦	一体形	個			0.054		
室内警報ブザー 及び復旧押釦	復旧押釦単独形	個			0.054		
握り押し釦	コード1.5m付	個			0.040		
緊急押釦スイッチ	リセット機能付 一体形 トイレ、浴室(WP)兼用形	個			0.040		
天井スピーカ	室内 単独埋込形	個			0.195		
天井スピーカ	室内 単独露出形	個			0.097		
天井マイク	室内 単独埋込形	個			0.097		
注意名板		枚			0.020		
電気錠	玄関扉内	個			別途建築工事とする。		
電気ドアチェーン	玄関扉枠内	個	別途建築工事とする。				
水センサ	水道(口径 20mm)	個	別途機械設備工事とする。				

注) 接続、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。

9項 電気時計設備工事

表2.27.11

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
親時計 (水晶式)	壁掛形 3回線以下	台	1式 (機器材料費 ×0.01)	電工	1.46	1式
	壁掛形 6回線以下				2.90	
子時計	壁掛 (露出)	台	1式 (機器材料費 ×0.02)		0.097	
	壁埋込 (埋込)				0.248	
	壁埋込 (半埋込)				0.195	

注) 1 据付け、接続、試験調整及び場内小運搬を含む。

2 子時計にスピーカ組込形の場合は、スピーカ1個につき0.05人加算する。

28節 防災設備工事

1項 雷保護設備工事

(1) 突針部その他

表2.28.1

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
突針部		基	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	2.650	1式	1.マスト及びマスト支持金具（又はマストベース）の取付けを含む。 2.支持ポールが5mを超える場合は、1m増すごとに0.26人を加算する。
導線支持金具		個			0.012		
導線接続端子		箇所	1式 (機器材料費 ×0.1)		0.040		
水切り端子		箇所			0.175		
測定用端子箱 接続用端子箱	1～2 端子用	個	1式 (機器材料費 ×0.02)		0.250		
	3～4 端子用				0.440		
	5～6 端子用			0.600			
接地埋設標 及び測定			18節「接地工事」による。				

注) 場内小運搬を含む。

(2) 導線

表2.28.2

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
導線敷線		0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.02)	電工	0.08	1式

注) 場内小運搬を含む。

2項 自動火災報知設備工事

(1) 受信機その他

表2.28.3

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
受信機 P型1級	5回線	面	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	5.31	1式	1.複合防災盤 (火報受信盤 +連動制御盤 +スプリンク ラー用表示盤) の場合はそれ ぞれの合計回 線数の歩掛り を適用する。 2.音声警報装置 内蔵形の場合 は、音声警報回 線を回線数と して加算する。 3.50回線を超 える場合は、電 工の歩掛りを (3.8 + 0.27n)人 とする。
	6回線				5.58		
	8回線				6.11		
	10回線				6.64		
	12回線				7.17		
	15回線				7.96		
	20回線				9.29		
	25回線				10.6		
	30回線				11.9		
	35回線				13.3		
	40回線				14.6		
	50回線				17.3		
	受信機 P型2級				1回線		
	5回線	3.10					
受信機 P型3級		面			0.12		GP型3級も同 じ。
副受信機	5回線	面			0.42		50回線を超 える場合は、電 工の歩掛りを (1.75 + 0.05n) 人とする。
	10回線				0.86		
	15回線				1.3		
	20回線				1.75		
	25回線				2.15		
	30回線				2.55		
	40回線				3.4		
	50回線				4.25		
中継器	共同住宅用自火報用	個			0.115		共同住宅用ス プリンクラー 用も同じ。
	住戸用自火報用				0.070		
	移報型住戸用自火報用				0.070		
	中継器組込形 戸外表示器				0.105		
スポット型 感知器	定温式	個			0.133		
	差動式				0.133		
煙感知器		個			0.159		
音声警報							27節5項「拡声設備工事」による。

3編 単価

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
感知器	アナログ式	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.133	1式	
	炎式				0.150		
	光電式分離型	組			2.06		
点検函	床下・壁面用とも	個			0.10		
					0.39		
P型3級受信機用非常電源	DC24V6AH	台			0.42		
	DC24V8AH				0.50		
	DC24V10AH				0.60		
	DC24V12AH				0.69		
	DC24V16AH				0.75		
	DC24V20AH				0.92		
	DC24V30AH				0.15		
ブースタ		個			0.15		
分布型感知器の検出器	1個用	個			0.416		
	2個用				0.681		
	3個用		0.912				
手動発信機	P型1級	個	0.283				
	P型2級		0.177				
試験器	1個用	個	0.115				
	2個用		0.212				
	3個用		0.310				
標識板		枚	0.080				
表示灯		個	0.124				
電鈴		個	0.124				
機器収容箱(総合盤)	消火栓ボックス組込み	面	0.619				
			0.496				
消火栓起動押しボタン		個	0.090				
立会検査	共同住宅用自動火災報知設備(共同住宅用スプリンクラー設備を含む)		式	3.12	N:住戸数感知器の遠隔試験機能又は自動試験機能を有する場合 感知器個数100個まで 感知器個数100個を超したものについて1個増すごとに0.027人計上する。		
	住戸用自動火災報知設備			+ (N - 30) × 0.057			
	自動火災報知設備 (上記を除く)	P型1級	式	0.057N			
		P型2級		3.12			
	感知器加算	個	2.01	0.027			

注) 1 接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。

2 システム天井に取り付ける場合は、本表の歩掛りの0.8倍する。

(2) 線状感知器(空気管)

表2.28.4



細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
線状感知器(空気管)	木造又はデックス張り	0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.02)	電工	0.027	1式
	コンクリート面					0.035	

注) 1 接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。

2 システム天井に取り付ける場合は、本表の歩掛りの0.8倍する。

3項 非常警報設備工事

表2. 28. 5

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考		
操作装置	1回線用	台	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.650	1式			
	2回線用				0.850				
音響装置		個			0.124				
表示灯		個			0.124				
起動装置		個			0.177				
一体形		組			0.650				
					0.510				
立会検査 (ベル又はサイレン)	自動火災報知設備がない場合	式			1.00			1式	起動装置等15台まで
		台			0.057				
	自動火災報知設備と併用の場合	台			0.057				
立会検査 (非常放送)	自動火災報知設備がない場合	式	1.00	1式	回線数が15回線まで				
		回線	0.057			回線数15を越したものについて1回線増すごとに0.057人計上する。			
	自動火災報知設備と併用の場合	台	0.057			回線数分加算する。			

注) 接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。

4項 防火戸自動閉鎖設備工事

表2.28.6

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考	
連動制御盤		面	28節2項「自動火災報知設備工事」における「受信機P型1級」による。					
引はずし装置		個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.336	1式		
煙感知器		個			0.159			
立会検査	自動火災報知設備がない場合	式	—		2.01			感知器20個まで 感知器20個を越した ものについて1個増す ごとに0.027人計上する。
	自動火災報知設備と併用の場合	個			0.027			
		個		0.027	感知器1個について 加算する。			

注) 接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。

5項 ガス漏れ警報設備工事

表2.28.7

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
ガス感知器	都市、LPガス	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.133	1式
中継器		個			0.177	
受信機	5回線	面			3.10	
	10回線				3.88	
	15回線				4.65	
	20回線				5.42	
	25回線				6.19	
	30回線	6.95				

注) 接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。

29節 テレビ電波障害防除設備工事

表2. 29. 1

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他	備考
親アンテナ組立て・取付け(UHF・VHFとも)			27節2項「テレビ・FM共同受信設備工事」における「親アンテナ組立取付け」に準ずる。				
アンテナマスト取付け	建物上及び塔屋壁 柱上	基	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	1.41	1式	1.アンテナ・アンテナマスト・屋根うま・支線取付けを含む。 2.アンテナ1組増すごとに0.2加算する。
		1.60					
個別アンテナ組立て取付け		個			1.00		
分岐器	架線用	1分岐器			0.34		
		2分岐器			0.39		
		4分岐器			0.47		
	壁面用	1分岐器			0.27		
		2分岐器			0.31		
		4分岐器			0.35		
分配器	架線用	2分配器			0.34		
		4分配器			0.43		
		6分配器			0.52		
	壁面用	2分配器			0.27		
		4分配器			0.34		
		6分配器			0.41		
混合・分波器取付け		個			0.19		
端末機取付け	保安器	個			0.22		
	整合器及び分波器				0.05		
	飛込防止器				0.25		
受信用増幅器 (取付け及び調整)	対象チャンネル数 1～3	台			1.50		
	対象チャンネル数 4～5		1.90				
	対象チャンネル数 6～8		2.40				
	対象チャンネル数 9以上		2.80				
線路用増幅器	広帯域用	個	1.20				
線路用分配増幅器	広帯域用	個	1.40				

3編 単価

細目	規格	単位	雑材料	職 種	人	その他	備 考
室内増幅器	広帯域用	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電 工	1.00	1式	電源挿入器を含む。
コンバータ		個			1.20		
機器収納箱	約300×300×200	個			0.48		
	約650×650×300				0.96		
重畳電源装置	90VA	台			0.60		
	無停電電源供給器 90VA				1.70		
電源工事		箇所			1.00		
機器取付板	保安器用	枚			0.06		
	分配・分岐器用				0.06		
	増幅器用				0.06		
表示プレート		枚		電 工	0.02		
鋼 管 柱	6m	本		電 工	1.20	建柱・根切り・埋戻しを含む。	
	7m			普通作業員	0.50		
				電 工	1.50		
	8m			普通作業員	0.70		
				電 工	1.90		
	装柱金物			持出金物 250	本		電 工
持出金物 300		0.12					
檜出金物 芯付 900		0.14					
檜出金物 横付 900		0.17					
檜出金物 芯付1,400		0.16					
檜出金物 横付1,400		0.19					
腕 金 900		0.11					
腕 金 1,200		0.11					
腕 金 1,500		0.12					
腕 金 1,800		0.13					
支 線		箇所	電 工	0.60	ブロック取付けを含む。		
			普通作業員	0.30			
外壁貫通		箇所		0.10	補修を含む。		
共聴施設	アンテナ調整 (調整及び電測) VHF・UHFとも	系統	電 工	5.00	nはアンテナ1系統に接続される世帯数		
	幹線・端末機器等調整 (調整・受像テスト) UHF・VHFとも			0.18×n			
個別アンテナ施	調整 (調整・受像テスト・ 電測)	戸		0.30			
	UHF・VHFとも						
接地工事	D種接地工事		18節「接地工事」による。				
パンザーマスト			23節3項「屋外配線備工事」における(1) 架空配線工事 1) 電柱による。				

注) 1 接続、回路表示及び場内小運搬を含む

2 機器の取付けは、F型接栓接続を含む、ただし、フィッティング型接栓を使用する場合は、0.05人/個増しとする。

1章 内訳書標準書式

1節 一般事項

- 1.1.1 一般事項 | 本書式は、公共住宅電気設備工事の工事費内訳書の標準となる書式を示すもので、具体的記載内容については、当該工事内容に応じたものとする。

2節 内訳書の構成

- 1.2.1 内訳書の構成 | 内訳書は、直接工事費と共通費を加算した工事価格に消費税相当額を加算することにより、工事費を算出するようにまとめたものとし、以下により構成する。
- (1) 種目別内訳書
 - (2) 科目別内訳書
 - (3) 細目別内訳書

3節 内訳書の内容

- 1.3.1 種目別内訳書 | 種目別内訳書には、直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額を記載する。
- (1) 直接工事費の種目
直接工事費の種目は、設計図書の表示に従い各工事種目に区分する。
 - (2) 共通費の種目
共通費の種目は、以下による。
 - 1) 共通仮設費
共通仮設費は、一式で記載する。
 - 2) 現場管理費
現場管理費は、一式で記載する。
 - 3) 一般管理費等
一般管理費等は、一式で記載する。なお、工事を専門工事業者等に発注する場合においては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合わせ、共通費として一式の金額を記載することができる。
 - (3) 消費税等相当額
消費税等課税対象額に消費税等率を乗じた額を記載する。
- 1.3.2 科目別内訳書 | 科目別内訳書は、設計図書の工事種目等を標準として直接工事費を科目に区分し、その科目の金額を記載する。

4 編 電気設備工事内訳書標準書式

1.3.3

細目別内訳書

- 細目別内訳書は、各科目に属する細目ごとに数量、単価、金額を記載する。
なお、必要に応じ別紙明細書を設け、一式で記載することができる。
- (1) 仮設的費用、機械器具等、運搬費等で各科目に区分できる専用仮設は、当該科目の細目に記載する。
 - (2) 摘要欄は、材種、材質、形状、寸法、工法、その他単価に対応する条件などを記載する。

4 節 書 式

1.4.1

書

式

書式は、以下を参考としてまとめるものとする。

(種目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
〇〇〇〇住宅電気設備工事						
直接工事費						
Ⅰ 〇号棟		1	式			
Ⅱ 〇号棟		1	式			
Ⅲ 屋外		1	式			
Ⅳ テレビ電波障害防除		1	式			
計						
共通費						
Ⅰ 共通仮設費		1	式			
Ⅱ 現場管理費		1	式			
Ⅲ 一般管理費等		1	式			
計						
合計（工事価格）						
消費税等相当額		1	式			
総合計（工事費）						

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1. 電灯幹線設備						
(1) 屋内電灯設備						
1) 電灯幹線設備						
硬質塩化ビニル電線管	VE(○)		m			
合成樹脂製可とう電線管	CD(○)		m			
合成樹脂製 プルボックス	VE(○×○×○)		個			
位置ボックス			個			
ポリエチレン絶縁電線EM-IE	EM-IE ○mm ²		m			
低圧電力分岐付ケーブルEM-CET	EM-CET○mm ²		m			
分岐付ケーブルCET 分岐処理部	片分岐 ○mm ² -○mm ²		箇所			
ケーブル支持金具			個			
ケーブルラック			m			
フックボルト	○φ		本			
引込開閉器	MCCB○P○AF		個			
電力量計取付板			組			
電力量計収容箱			個			
接地極	銅覆鋼棒 打込式 (○φ×○m)		箇所			
丸型用貫通処理			箇所			
小計						

4 編 電気設備工事内訳書標準書式

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
1. 電灯幹線設備						
(1) 屋内電灯設備						
2) 住戸内電灯設備*						
○○タイプ						
合成樹脂製可とう電線管	CD(○)	○	m			
合成樹脂製プルボックス	VE(○×○×○)	○	個			
位置ボックス		○	個			
ポリエチレン絶縁電線EM-IE	EM-IE ○mm	○	m			
ポリエチレンケーブル扁平EM-EEF	EM-EEF ○mm-○C	○	m			
耐火ケーブルFP	EM-FP-C ○mm-○C	○	m			
スイッチ		○	組			
三路スイッチ		○	組			
スイッチ (二連)		○	組			
コンセント		○	組			
引掛けシーリングローゼット		○	個			
住宅用分電盤		○	面			
照明器具		○	個			
小 計						

*タイプ毎にそれぞれ計上する。

4 編 電気設備工事内訳書標準書式

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
1. 電灯幹線設備						
(2) 動力設備工事						
硬質塩化ビニル電線管	VE(○)		m			
合成樹脂製可とう電線管	CD(○)		m			
呼び線	ビニル被覆鉄線 ○mm		m			
合成樹脂製 プルボックス	VE(○×○×○)		個			
位置ボックス			個			
ポリエチレン絶縁電線EM-IE	EM-IE ○mm ²		m			
低圧電力分岐付ケーブルEM-CET	EM-CET ○mm ² ×3		m			
通信用ケーブルEM-FCPEE	EM-FCPEE ○mm-○P		m			
制御用ケーブルEM-CEE	EM-CEE ○mm ² -○C		m			
ケーブル支持金具			個			
引込開閉器	MCCB○P○AF		個			
エレベータインターホン収容箱			面			
小 計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
2. 情報設備						
(1) 電話設備						
硬質塩化ビニル電線管	VE(○)		m			
合成樹脂製可とう電線管	CD(○)		m			
呼び線	ビニル被覆鉄線 ○mm		m			
位置ボックス			個			
ポリエチレン絶縁電線EM-IE	EM-IE ○mm ²		m			
ボタン電話ケーブルEM-BTIEE	EM-BTIEE ○mm-○P		m			
通信用ケーブルEM-TKEE	EM-TKEE ○mm-50P		m			
警報用ケーブルEM-AE	EM-AE ○mm-○C		m			
メッセンジャーワイヤ	○mm ²		m			
ラッシングロッド	○m		本			
通信用分岐付ケーブル 分岐処理部			箇所			
通信用ケーブル端子接続			箇所			
ケーブル支持金具			個			
ケーブルラック			m			
フックボルト	○φ		本			
電話端子板			個			
電話端子用取付板			枚			
接地極	銅覆鋼棒 打込式 (○φ×○m)		箇所			
丸形用貫通処理			箇所			
モジュージャック			組			
トイレコール			個			
バスコール			個			
小 計						

1章 参考歩掛り

本編は、下記の項目を、市場単価以外の積算手法で採用する場合や、市場単価を補正して使用する際の補正係数を算定する場合等の検討資料とする。

1節 配管工事

(1) 電線管

表5.1.1

細目	規格	補給率	付属品	単位	雑材料	職種	いんぺい又は コンクリート埋込み (人)				露出 (人)				その他
							薄鋼 電線管	ねじ なし 電線管	厚鋼 電線管	硬質ビ ニル 電線管	薄鋼 電線管	ねじ なし 電線管	厚鋼 電線管	硬質ビ ニル 電線管	
電 線 管	19 16	0.10	1式 (管材料費 ×乗率)	m	1式 (管材料費 +付属品費) ×0.05)	電 工	0.052	0.042	0.060	0.044	0.062	0.050	0.072	0.053	1 式
	25 22						0.070	0.056	0.080	0.054	0.084	0.067	0.096	0.065	
	31 28						0.089	0.071	0.103	0.064	0.107	0.085	0.124	0.077	
	39 36	0.109					0.087	0.124	0.086	0.131	0.104	0.149	0.103		
	51 42	0.147					0.118	0.170	0.108	0.176	0.142	0.204	0.130		
	63 54	0.198					0.159	0.229	0.130	0.238	0.191	0.275	0.156		
	75 70	0.231					0.185	0.266	0.162	0.277	0.222	0.319	0.194		
	82							0.323	0.194			0.388	0.233		
	92							0.360				0.432			
	104							0.402				0.482			
付 属 品 乗 率							0.25	0.5	0.25	0.3	0.25	0.5	0.25	0.3	

注) 管の加工、支持金具類の取付け、管内の清掃、導通調べ及び場内小運搬を含み、ボックス類の取付けは含まない。

(2) 合成樹脂製可とう電線管

表5.1.2

細目	規格 (1種、2種)	補給率	付属品	単位	雑材料	職種	いんぺい 又は コンクリート埋込み (人)	露出 (人)	その他
合成樹脂製 可とう電線 管	14	0.10	1式 (管材料費 ×0.25)	m	1式 (管材料費 +付属品費) ×0.02)	電工	0.028	0.034	1式
	16						0.031	0.037	
	22						0.041	0.049	
	28						0.052	0.062	

注) 管の加工、支持金具類の取付け、管内の清掃、導通調べ及び場内小運搬を含み、ボックス類の取付けは含まない。

(3) 位置ボックス

表5.1.3

細目	単位	雑材料	職種	人	その他
位置ボックス	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.1	1式

注) 1 取付け、支持材の取付け、清掃及び場内小運搬を含む。

2 プルボックス以外のものとする。

3 住戸内の木間仕切りに取り付ける場合には、本表の歩掛りの0.75倍とする。

(4) 位置ボックス用ボンディング

表5.1.4

細目	摘要	単位	所要量		職種	人	その他
			ラジスクランプ 個	裸導線 kg			
位置ボックス用 ボンディング	位置ボックス	箇所	—	0.012	電工	0.01	1式

注) 1 取付け及び場内小運搬を含む。

2 位置ボックス用ボンディングは、ボックスと電線管とのボンディングに適用する。

(5) プルボックス

表5.1.5

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
プルボックス	150× 150×100 (mm)	個	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.20	1式
	200× 200×100 (mm)				0.25	
	250× 250×100 (mm)				0.30	
	300× 300×200 (mm)				0.40	
	350× 350×200 (mm)				0.45	
	400× 400×200 (mm)				0.50	
	450× 450×200 (mm)				0.55	
	500× 500×300 (mm)				0.65	
	550× 550×300 (mm)				0.70	
	600× 600×300 (mm)				0.75	
	650× 650×300 (mm)				0.80	
	700× 700×300 (mm)				0.85	
	750× 750×400 (mm)				0.95	
	800× 800×400 (mm)				1.00	
	850× 850×400 (mm)				1.05	
	900× 900×400 (mm)				1.10	
	950× 950×400 (mm)				1.15	
1,000×1,000×500 (mm)	1.25					
1,100×1,100×500 (mm)	1.35					
1,200×1,200×500 (mm)	1.45					

注) 1 加工、取付け、支持材の取付け、清掃及び場内小運搬を含む。

2 上表以外の寸法のプルボックスについては、〔縦+横+深さ(mm)〕×0.0005の値を適用する。

(6) 線び類

表5.1.6

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
2種金属線び	40 mm×30 mm	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.09	1式
	40 mm×40 mm				0.11	
	45 mm×30 mm				0.11	
	45 mm×40 mm				0.12	
	45 mm×45 mm				0.13	
	120 mm×65 mm				0.14	

注) 1 切断・加工、本体及び付属品、支持金具の取付け、清掃及び場内小運搬を含む。

2 ボックス吊金物等は別途加算計上する。

(7) 防火区画貫通処理

表5.1.7

細目	規格	単位	職種	人	その他
ケーブルラック（壁）	200mm 幅	箇所	電工	0.794	1式
	300mm 幅			0.946	
	400mm 幅			1.100	
	500mm 幅			1.250	
	600mm 幅			1.400	
	800mm 幅			1.710	
	1,000mm 幅			2.010	
ケーブルラック（床）	200mm 幅	箇所		0.722	
	300mm 幅			0.860	
	400mm 幅			0.998	
	500mm 幅			1.140	
	600mm 幅			1.270	
	800mm 幅			1.550	
	1,000mm 幅			1.830	
金属管	(19)	箇所	0.022		
	(25)		0.027		
	(31)		0.033		
	(39)		0.037		
	(51)		0.042		
	(63)		0.046		
	(75)		0.050		

注) 取付け及び場内小運搬を含む。

(8) ケーブルラック

表5.1.8

細目	規格	単位	雑材料	職種	人	その他
ケーブルラック	幅 100mm	m	1式 (機器材料費 ×0.02)	電工	0.130	1式
	幅 200mm				0.183	
	幅 300mm				0.243	
	幅 400mm				0.296	
	幅 500mm				0.339	
	幅 600mm				0.365	
	幅 800mm				0.496	
	幅 1,000mm				0.617	
	形鋼壁面取付け	箇所	—		0.050	—

- 注) 1 本体、付属品及び吊金物等の支持材の取付け、清掃並びに場内小運搬を含む。
 2 吊金物等は、別途計上する。
 3 アルミ製ケーブルラックの場合は、本表の歩掛りの0.9倍とする。
 4 本表は、1段で布設する場合を示し、多段積みする場合は、1段目又は、最大幅のものを1.0倍とし、その他のケーブルラックを0.5倍とする。

(9) フロアダクト

表5.1.9

細目	規格	付属品	単位	雑材料	職種	人	その他
フロアダクト	F-5	25mm×51mm	1式 (管材料費 ×0.02)	m	1式 (管材料費 +付属品費) ×0.02)	0.313	1式
	F-7	35mm×73mm				0.383	
	FC-6	24mm×60mm				0.348	
	FC-8	24mm×80mm				0.374	
ジャンクション ボックス	1ダクト用		個		電工	0.261	
	2ダクト用					0.278	
	3ダクト用					0.296	

- 注) 1 本体及び付属品の取付け、レベル調整、導通調べ、清掃及び場内小運搬を含む。
 2 ハイテンション、ローテンション、アウトレットは、別途計上する。
 3 2ダクト方式の場合は、1ダクトの歩掛りの0.9倍とする。
 4 3ダクト方式の場合は、1ダクトの歩掛りの0.8倍とする。

2 節 配 線 工 事

(1) 共通事項

電線及びケーブル相互の接続、回路表示、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含み、機器への接続は含まない。

(2) 絶縁電線(IV及びEM-IE)

1) 管路内配線等

表5.2.1

細目	規格	補給率		単位	雑材料	職種	人	その他
絶縁電線	1.0 mm	分	住宅等 0.18	m	1式 (配線材料費 ×0.05)	電工	0.009	1式
	1.2 mm						0.010	
	1.6 mm						0.010	
	2 mm						0.011	
	5.5 mm ²	岐	施設 0.15				0.014	
	8 mm ²						0.016	
	14 mm ²						0.020	
	22 mm ²						0.024	
	30 mm ²	幹 線	0.10				0.029	
	38 mm ²						0.032	
	50 mm ²						0.037	
	60 mm ²						0.042	
	80 mm ²						0.049	
	100 mm ²						0.056	
	125 mm ²						0.063	
	150 mm ²						0.073	
	200 mm ²	0.083						
	250 mm ²	0.098						
325 mm ²	0.117							

注) 色別配線の場合を示し、耐熱ビニル電線 (HIV) の場合にも適用する。また、ダクト類の配線にも適用する。

2) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

3) 接地線として、ラック、ピット、トラフ及びダクト等に用いる場合は、管路内の歩掛りを適用する。

(3) 絶縁ケーブル(VVF及びEM-EEF)

1) 管内配線

表5.2.2

細目	規格	補給率	単位	雑材料	職種	人	その他
絶縁ケーブル	1.6mm -2C	0.10	m	1式 (配線材料費 ×0.03)	電工	0.013	1式
	2.0mm -2C					0.017	
	2.6mm -2C					0.021	
	1.6mm -3C					0.017	
	2.0mm -3C					0.021	
	2.6mm -3C					0.026	
	1.6mm -4C					0.020	
	2.0mm -4C					0.024	

- 2) ケーブルラック配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 3) ピット、トラフ内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 4) 天井内又は二重床内配線の場合は、管路内配線の歩掛りの0.8倍とする。
- 5) 床下配線の場合は、管路内配線の歩掛りの1.4倍とする。
- 6) コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、管路内配線の歩掛りの2.0倍とする。
- 7) 木部にサドル又はステーブル止めの場合は、管路内配線の歩掛りの1.5倍とする。
- 8) 木造壁内配線(保護材の取付けを含む。)の場合は、管路内配線の歩掛りの1.2倍とする。
- 9) 合成樹脂製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管に管内配線する場合は、管路内配線の歩掛りの0.9倍とする。

3節 接地工事

表5.3.1

細目	規格	単位	雑材料	職 種		その他	備 考
				電 工 (人)	普通作業 員(人)		
銅 板 式	接地銅板 (900×900×1.5 t)	枚	1 式 (機器材料費 ×0.02)	1.53	3.58	1 式	
	接地銅板 (500×500×1.5 t)			0.826	1.20		
	接地銅板 (500×250×1.5 t)			0.609	1.03		
打 込 式	銅覆鋼棒単独打込	組		0.183	—		
	銅覆鋼棒2連打込			0.287	—		
	銅覆鋼棒3連打込			0.383	—		
接地極埋設標	黄銅板製	枚	0.513	—		測定 0.40 人 埋設標 0.113 人	

注) 掘削及び埋戻しなどの土工事を含む。